

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

(2 月 27 日)
(第 4 号)

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

第4号

○平成24年2月27日（月曜日）

議事日程（第4号）

平成24年2月27日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	博文
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆

40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書記 (議事課副課長)	藤 野	久美子
書記 (議事課主査)	平 井	靖 士

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	安 田	敏 春
副 知 事	江 畑	賢 治
政 策 部 長	小 林	清 人

総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	大林 清
生活・文化部長	北岡 寛之
健康福祉部長	山口 和夫
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	稲垣 清文
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	山川 進
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	丹保 健一
教 育 長	真伏 秀樹
公安委員会委員	谷川 憲三
警察本部長	斉藤 実
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員

楠 井 嘉 行

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員長

浅 尾 光 弘

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。8番 大久保孝栄議員。

〔8番 大久保孝栄議員登壇・拍手〕

○8番（大久保孝栄） 皆さん、おはようございます。熊野市・南牟婁郡選出、鷹山の久保孝栄でございます。

まずは、天皇陛下の手術の御成功をお喜び申し上げ、速やかな御回復を心よりお祈り申し上げます。

ちょうど1年前の今ごろは紀宝町に鳥インフルエンザが発生し、また、半年前の9月には、私どもの熊野市、御浜町、紀宝町に、台風12号、15号による紀伊半島大水害という、伊勢湾台風以来の未曾有の大災害に私たちは見舞われました。県並びに各地からの多数のボランティアの皆様には大変御尽力いただき、本当にありがとうございました。また、今も引き続きボランティアに来ていただいております、ありがたく、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

皆様も御存じのとおり、三重県のみならず、和歌山県、奈良県、紀伊半島

全域が甚大な被害を受け、三重県内各地でも大きな被害をこうむりました。中でも、熊野市、御浜町、紀宝町の被害が極めて深刻でありましたので、この1市2町の災害からの復旧について、まず、お尋ねいたします。

おかげさまで、徐々にではございますが、大体の観光名所では復旧、復興へと、市町、地域住民、力を合わせて進んでおります。風評被害などにより一時期は減っていた観光客も、知事がFMラジオなどで熊野古道などのことを呼びかけていただいたおかげもありまして徐々に戻り始め、よみがえりの地熊野として、まさに今、よみがえりを実践しつつあります。

しかし、被害の大きかった一部の地域では、被災後もうすぐ半年を迎えますが、残されたつめ跡は大きく、いまだ仮復旧のまま、危険な状態で生活している地域があり、発災直後と余り変わらない荒れ果てた景色の中で生活している方々がいます。

今日は、全体的にはもとの生活に戻りつつあるものの、大きな被害を受けた一部の地域の住民の今の思いと、日がたつごとに忘れ去られていくのではないかという不安な思いもお伝えしなくてはなりません。

紀宝町における避難所生活は1月21日に終了しましたが、熊野市では、紀和町小船地区で、住居を失い、お寺で共同生活を余儀なくされている方が今も4名いらっしゃいます。また、発災時、孤立した集落はたくさんありましたけれども、中でも、自衛隊に救助していただきましたものの、いまだに1名の行方不明者の方が発見されていない紀宝町浅里地区では、半年たとうとしているものの、今でも雨が降ると、唯一の県道紀宝小船線が通行どめとなり、孤立化してしまいます。

また、熊野市神川町、育生町では、本来なら熊野市街より車で20分ぐらいで行けるところなのですが、井戸川沿いの七色峡線が150メートルにわたり崩落、決壊したままのため、遠回りをして1時間半ぐらいかけて行き来するという不便な生活をしております。救急車などの緊急車両も遠回りをしなくてはならない状況が続いています。

また、県が年末に発表した津波被害予測で4分で15メートルと発表された

熊野市新鹿町では、山間部に避難しようとしても、水害の被害で県道新鹿佐渡線がまだ通行どめとなっており、避難路も絶たれております。

河川でもまだ、堆積している土砂により、本来の川の機能を果たせず、少しの雨でも河川周辺の住民はびくびくしております。崩壊した護岸、詰まっている流木、流れが変わった河川、河床にたまった土砂は一向に除去されておられません。また、雨の多い梅雨の季節までに間に合うのでしょうかと、皆さん不安を抱えていらっしやいます。

県は、知事が初めて今回つくられた平成24年度予算で、本当に厳しい財政の中、災害復旧費として84億円も予算を組んでくれています。県職員の方も、特に熊野建設事務所など、皆さんとてもよく頑張ってくださいしていることも存じ上げております。

そして、先日、国のほうも66億円という井戸川河川災害復旧助成事業などを採択してくれたり、本復旧に向けて諸対策、諸事業を打ち出してくれていますが、被害を受けた地域にとっては、発災直後のライフラインを確保するためだけの応急処置だけで、その後半年間、重機も入らず、実際には査定や工事計画と復旧に向けてどんどん進んではいるのですが、目には全く見えない机上の復旧過程に住民のいら立ちが出てきております。最近になってようやく動き始めた感があります。でも、なぜそんなに遅いんだと思っている方も少なくはありません。

また、農地の査定も終わり、市町に委託されているようですが、この春に田植えができるのだろうかと不安を抱いている農家の方々も大勢おられます。

また、今回被災した紀南高校の運動場と体育館が、被災後半年間、いまだ何も手をつけておられないのはなぜなんですか。生徒や地域のスポーツ団体からも、まだなのという声が出てきています。3日後に行われる卒業式も今回は体育館ではできず、御浜町の中央公民館で挙行されます。災害を受けたことから、紀南高校への特別支援学校くろしお学園の移転計画も中止になり、地域や保護者もがっかり肩を落としております。

嫌みかもしれませんが、県当局におかれましては、こういった現状も既

に御理解の上、着手していただいていると思いますので、現時点における知事の復旧に対するの思いや被災地の方々へのメッセージと、道路、河川における復旧の現状と今後の見通しについて、また、農家の就農意欲を盛り上げるために農地の復旧についてと、紀南高校の復旧計画について、御所見をお聞かせください。お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 紀伊半島大水害からの復旧に対する思いということで、大久保議員におかれましては本当に地元を丁寧に戻っていただき、声をしっかりと拾っていただいております。その声が私たちに届き、そして、私たちがその思いを受けて、しっかりと復旧に向けて思いを込めていきたいと思っております。その上で、少し現在の状況などについて答弁をさせていただきたいと思っております。

発災からもうすぐ半年となります。しかし、今お話がありましたように、復旧、復興はまだ道半ばであります。特に、先ほど大久保議員からも御指摘がありましたが、地域によっても復旧、復興の進捗にどうしても差ができてしまい、住民の方々には御心配をおかけしていること、大変心苦しく思っております。

私も発災以降、何度か被災地域に伺わせていただきましたが、懸命に復旧、復興に向けて頑張っておられる住民の皆さんの姿に触れ、何としても一日も早い復旧、復興を果たしていかなければならないと、強い思いでおります。

現在、庁内には三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議を設置し、また、熊野建設事務所には災害復旧室、熊野農林商工環境事務所にも担当室を置き、復旧に全力で当たっているところであります。

国に対しても、1月17日に開催された第2回の紀伊半島大水害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議において様々な要請を行い、また、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、2月21日には国において、二級河川井戸川をはじめとする県内12カ所の災害復旧助成事業及び災害関連事業について事業採択していただいたところであります。

こういう復旧、復興に向けた事業の取組もさることながら、あわせて、被災された地域の方々の早期の復旧、復興に希望を持って、明るく元気になっていただきたい、そういう思いで、例えば2月11日に東紀州ご当地グルメ大会を開催し、6000人の方にお越しいただき、熊野のさんまずしは開始1時間で完売するなど、大変活況でありました。また、特に子どもたちの笑顔を取り戻したい、そういう思いから、7月に開催する第22回世界少年野球大会、その誘致もしたところであります。

しかし、いずれにしましても、住民の皆さんから見れば、その復旧、復興の状況が目に見えない、そういうことに対する不安、いら立ち、そういうものが募っていると思います。我々もその状況をしっかりととらえて、これぐらいにはできます、こういう時期にはできるんです、そういうような説明も丁寧に行わせていただいて、住民の皆さんと一緒に復旧、復興に向けて頑張っていきたいと思っております。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 私のほうから農地の復旧についてお答えをいたしたいと思っております。

紀伊半島大水害により大きな被害を受けました熊野市、御浜町、紀宝町の農地、農業用施設につきましては、早期の復旧に向けまして、県や国から市町へ技術職員を派遣するなどの支援を行いまして、昨年12月までに、復旧方法や必要な予算などを確定する国の災害査定作業が終了いたしております。

各市町においては、復旧方法でありますとか地元の負担についての地元説明会を行いまして、現在、166件の災害箇所のうち、影響の大きい農業用施設を優先しまして77件が工事発注をされ、既に工事が始まっている地域もございまして。

また、被災した用水施設のうち、復旧に時間が必要である箇所につきましては、新たに創設した県の単独事業でありますとか国の制度を活用いたしまして、市町等によります仮設ポンプの設置を支援することによりまして、少しでも多くの農地で作付ができるように考えております。

この春には被災農地の約6割において作付が可能となる見込みであり、今後市町による復旧作業の着実な推進を図るため、技術的な支援体制を強化するなど、早期復旧に向け取り組んでまいりたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 私のほうから、道路、河川の復旧、また、現状、見通しについてお答えいたします。

公共土木施設の災害査定につきましても昨年12月中にすべて終了し、現在も復旧工事の発注に努めているところでございます。

まず、県道の小船紀宝線ですが、23カ所で災害が発生しております、すべての工事に同時に着手しますと全面的な通行どめが長期間にわたることから、通行を確保しながら工事を行う発注計画としております。現在4カ所で工事を発注済みでありまして、3月には工事に着手と、あと、引き続き4月に5カ所、その後、平成24年度上半期中には10カ所の工事発注を行ってまいります。

これによりまして、鮎田から浅里までの間は、今年の7月にはバスの通行が可能になるようにと、また、最終的には平成25年、来年の10月までかかるんですが、完全復旧をしたいと思っております。また、熊野川の上流側の小船から浅里へ、この間につきましては、平成25年度末の全面復旧を予定しております。

七色峡線ですが、11カ所で災害が発生しております、この路線につきましては災害関連事業で道路改良も計画しております、今後、用地買収を進めるとともに、工事も平成24年度に入ってから始めたいと思っております。こういったことをやりながら、平成25年10月には迂回路とか仮設道路を使って通行を可能にしたいと思っております。何分地形条件が非常に厳しいもので、なかなか一気に進められないということがございます。最終的には平成26年の10月には復旧を完了したいと予定しています。

また、県道新鹿佐渡線ですが、橋が流されてしまっていて、通行どめとなっております。その他3カ所でも災害が発生しております。現在、発注準備

を進めておりまして、平成24年度末には通行可能としたいと思っております。

また、河川の堆積土砂ですが、土砂堆積の著しい箇所、人家近接箇所等を優先しながら撤去を予定しておりまして、熊野建設事務所管内で22河川の土砂撤去を予定しております。現在、湯の谷川ほか7河川で工事発注済みであり、今後の出水期に備えて、3月中には4河川、計12河川について梅雨時期までの土砂撤去に努めてまいりたいと思っております。残り10河川についても引き続き工事発注を行いまして、平成24年度中の完了を目指しております。以上です。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 紀南高校のほうの復旧の状況について御答弁申し上げます。

紀南高校につきましては、昨年9月の台風12号によりまして、校舎、体育館等への床上浸水、それと、グラウンドへの土砂堆積など、大変大きな被害を受けたところでございます。

被災後の応急復旧工事によりまして、一部の教室を除く校舎については9月下旬から、体育館については10月中旬から、また、グラウンドにつきましても12月中旬から、使用が可能な状態になっておるところでございます。

本格復旧につきましては、国のほうの公立学校施設災害復旧事業を活用するというので、昨年12月に災害査定も済んでいるところでございます。

現在、校舎、体育館等の施設につきましては、災害復旧工事の入札手続を進めておりまして、今後、グラウンドの災害復旧についても入札手続に着手することとしております。

これらの工事につきましては、紀南高校のほうの意向も踏まえまして、授業や運動部活動などの教育活動に支障を及ぼさないという部分、そこに十分配慮した形で施工をしておるところでございます。このため、校舎の復旧につきましては5月末までに、それと、体育館につきましては7月までに復旧を完了するというようにしております。

なお、グラウンドのほうなんですけれども、体育館とグラウンドのほうが

同時に使用できない状況は、クラブ活動ですとか、それから体育の授業等の関係もありまして、それは回避をしたいということで、体育館の復旧工事が終わった後、グラウンドのほうを施工するということになっておりますので、少しグラウンドのほうは遅くなりますけれども、11月には復旧を完了したいというふうに考えております。

以上でございます。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） 教育長、くろしお学園については計画が延期されたと理解してよろしいでしょうか。

○教育長（真伏秀樹） くろしお学園の整備につきましては、災害等がございましたので、当初の計画のほうを少しスケジュール等も含めて変更させていただいておりますけれども、引き続き立地する場所等も含めて、地域の教育の関係の方々、それから、あと、地域の自治体の方々といろいろ協議をしながら現在も作業を進めておりますので、早くに整備ができるように、一生懸命努力をしていきたいと思っております。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。

やっぱり、伝える、説明する、共有する、対話するということが大事になってきていますので、今、ツイッターやフェースブックなどの情報通信技術があるので、また、情報発信について御検討いただきたいと思います。

また、市町との連携など、その他の連携も組んでいただいて、今回の教訓を生かし、次の災害に備えていただきたいと思います。

続いて、先日から言っております南部地域活性化についての中の東紀州地域の活性化についてお伺いします。

やはり財政力指数も弱い地区でございますので、東紀州対策というのは不可欠になってくると思いますが、平成25年に向けて大泊までの紀勢自動車道の開通や式年御遷宮から熊野への参詣計画というものと、世界遺産登録10周年という事業と引き続きますけれども、地元はやっぱりラストチャンスと思

って頑張っております。そして、市町では、ハード面の整備など、具体的に進めておりますけれども、知事がおっしゃっていた東紀州対策を一步たりとも後退させることなく、むしろ前に進んでいくという思いで今回の予算を組んでいただいたと思うんですが、その中でちょっと具体案というのがありましたら、地域活性化、地域再生という意味でお考えがありましたら、少し御所見を教えてください。

○知事（鈴木英敬） 東紀州地域の活性化についてはこれまでもいろんな観光や産業の取組をやってまいりましたが、まだまだその振興は道半ばであると認識しています。ですので、紀伊半島大水害からの復興とあわせて、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

先ほど議員からもありましたように、高速道路の概成、それから、熊野古道の世界遺産登録10周年、こういうビッグチャンスが参りますので、この機会に合わせて平成24年度は、その準備のための観光キャンペーンやイベント、あるいは復興に向けた観光面の情報発信、こういうものに新規に取り組んでいきたいと考えておりますし、あわせて、東紀州の基幹産業である第1次産業をベースに、農商工連携や6次産業化、こういうものに取り組んで、もうかる地域産業の総合的な展開を図っていきたい。

それから、熊野古道を生かしたまちづくりという観点で、価値に気づく、守り伝える、伊勢路と結ぶ、こういうことを一つのキーワードに、文化的資源を生かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。

こういう形で着実に取組を進めていき、また、新たに南部地域活性化の取組を進めて、相乗効果を生み出して、東紀州地域の県民の皆さんに取組の成果を実感していただけるように努力していきたいと思っております。

平成24年度からは新体制となります。これを機にさらに思いを込めて、県庁、地域機関、一丸となってしっかり取り組んでいきたいと思っております。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

平成25年までに受け入れ体制を整えるまで、この地区というのは平成24年

度の1年間しかもう時間がございません。例えば御遷宮の年において、伊勢から東紀州地域への集客人数の数値目標を挙げるとか、ここで具体的な事業を一つ一つ計画し、実行し、積み上げていけば、地域再生の先駆けになることは間違いないと思うんです。

日本じゅう全国での過疎、高齢・少子化の状況で、また、被災地でもあるということから、地域再生へのモデルケースになればと思います。また、成功事例となると全国からの注目度も上がり、視察や観光客も増え、本当の意味での活性化に拍車がかかると思います。

ここは、やはり鈴木県政一番の腕の見せどころでもあり、世界遺産熊野古道がオンリーワンであるなら、鈴木県政が地域再生のナンバーワンになれる大チャンスであるとも私は考えます。ぜひ鈴木知事の地域再生への一大政治力を発揮していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「お母さん」として思うこととして、私が一母親として思うことをお伝えさせていただきます。

知事の奥様の御懐妊、おめでとうございます。日に日に大きくなるおなかや胎動に目を細めているところではないでしょうか。

振り返ってみますと、おなかに赤ちゃんがいるときは、私もとても幸せな時間でございました。最初は元気に生まれてくれればとか思っていたんですけど、生まれてきたら生まれてきたで、早くしゃべらんかなとか、頭がよらんかなとか、運動ができるかなとか、いろいろ母親の欲というのは無限でございます。子どものことばかり、やはり母親は考えてしまうんですね。

そういったときに、やっぱり私にとって子どもというのは授かりもので、本当に大事な大事な宝でございます。大事だからこそどうしてほしいかという、自立して、たくましく生きていってほしい、そして、生きていけるすべを身につけていってほしいと思っています。

全国でも著しい少子化ですけれども、今回、県が平成24年度予算で不妊相談・治療支援事業の予算を増額してくれたこと、これはとてもうれしいことなんです。私自身、夫と一緒に8年間の不妊治療を続けてまいりました。費

用もかかりますし、心的にも落ち込むこともいっぱいありました。でも、支援の本当に必要な部分、大事な部分でありますので、本当にありがたいと思っています。

また、小学校6年生までのすべての子どもに医療費補助金をつけてくれたことは、本当に保護者にとってはとてもありがたいことです。若いお母さん方は、家計をやりくりしながら、本当にふだんよく頑張っておられます。仕事をしながら子どもが病気をすると、親はとても心配ですけど、心配であるけれども大変でもあるんです。子どもは母親にとって、自分が産んだ体の一部なんですね。医療費を気にして病院に連れていくことができないとか、家庭によってのそういうことがあってはいけないので、補助金を出していただけたというのは本当にありがたいことです。

今後のことになるとはと思いますが、できれば病院窓口での支払いがないようなシステムにさせていただけることを要望させていただきます。

今回、放課後児童クラブの件におきましては、先日の前向きな質疑がありましたので、よかったなと胸をなでおろしておるところでございます。

ところで、知事は日々、父親になる現実を実感され、徐々に心の準備もされていると思いますけれども、実際これからお子さんにもその施策が大きく関係してきて、また深みが増してきて、私も大きく期待するところでございますけれども、どのように育ってほしいと思われませんか。一般論でもよろしいので、少しだけお言葉がいただけたらと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今日、大久保議員のお子さんも来ていただいておりますので、非常に大久保議員の思いがお子さんにも届いたんじゃないかなと思いますが、どのように育ってほしいかということで、まず、自分の子どもについては、とにかく今は母子ともに健康に、無事に生まれてきてほしいと、この1点であります。

一般的なことということでありますと、先ほど大久保議員、自立というお話もされておりました。自分が重視したいのは、信じる力というんですか、す

べての子どもたちに僕は可能性があると思います。自分も政策集で子どもはすべて天才だと書きましたけれども、そういう可能性を発揮するにも、何かをやり遂げるにも、あるいは、困難や挫折にぶち当たってそれを乗り越えるときも、人と人とのきずなや信頼関係をつくるにも、やっぱり自分を信じて、家族を信じて、仲間を信じて、地域を信じると、そういう力がやっぱり必要なんじゃないかなと思っています。

三重県子ども条例においても、前文に「自己肯定感」という言葉が書いてあります。やはり自分を信じていく、そして、そのためには、周りの大人がその子どもを受け入れて、その可能性を認めてあげることが大切であるというふうに思っています。

あとは、他者、他人への思いやりを持つこと、それから、命とか伝統とかきずなとか、そういう目に見えないものを大切にする気持ちとか、そういうようなことを持った子どもに育ってくれるとうれしいなど、そういうふうに思います。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。同じように私も、本当に子どもたちにはそういうふうに無限に育ってほしいなと思っています。

やはりこれから子どもたちの成長に関しては、学校や家庭や地域が一体となった取組が大事ななと思っていますので、これからもやはり子どもたちの育つ環境を整えていくように、いろんな施策を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

知事の提案説明も聞かせていただきましたけれども、「保障すべく」という言葉が今回入っておりました。子どもたちの学力や教育について保障すべくという、いろいろ規範意識とかもありましたけれども、今回「保障すべく」という言葉がとても大事なことだなと感じ、うれしく思いました。ありがとうございます。

私も今までの仕事で家庭教育の関係の仕事をしておりましたけれども、やはり学力の保障という観点からも、大人たちが、学校、家庭、地域が連携す

るべきだと強く感じていますので、やっぱり教育の方向というのは子どもが輝くことであって、子どもの成長のために周りの大人がスクラムを組むということが大事だと思います。

そこを考えれば、保護者、教職員、そして、教育に携わるすべての大人が、子どもたちのためにというベクトルを同じ方向に向けているのが理想だと思います。

知事、子どもたちがこれからまた知恵を身につけて、そして、豊かにたくましく育つ施策をどんどんやってください、本当に。この地に生まれて成長していく子どもたちのために、私たちが私利私欲を捨てて官民一体、一丸となり、我が子だけでなく地域のすべての子どもたちのために本気で取り組むということだけ思っていれば、おのずとすべての施策につながっていくと私は確信しております。

時間になってしまいましたが、これからいつか来ると言われている三連動地震、毎年の災害に、将来、今の子どもたちが自分たちで考え、仲間と力を合わせて自ら行動し、いつの時代に何があっても対応できるだけの真の生きる力をつける教育を実践していかなければなりません。

災害時、災害復旧も東紀州のことも教育や学力向上もすべてこの平成24年度がスタートの年だと思っています。三重県人として、日本人としての誇りを胸に、これからも母親の意見を伝えてまいりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 24番 今井智広議員。

〔24番 今井智広議員登壇・拍手〕

○24番（今井智広） 皆さん、おはようございます。公明党の今井智広でございます。時間がないので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目は、今後の農業振興を考える中で、私が特に関心を持ち、重要であると考えられる耕作放棄地対策についてお伺いをいたします。

耕作放棄地の定義は皆さんも御承知のことと存じますが、以前耕地であつ

たもので、過去1年以上作付していない土地のうち、この数年間に再び作付する考えのないものであります。また、その中で既に原野化をしているものを除いては、農地として復元すべき土地とされており。

ここで、フリップを用意させていただきました。（パネルを示す）この中には国の数字も入っておりますが、三重県の数字を書かせていただいております。

三重県における復元利用すべき耕作放棄地は、2010年の調査データから見ると、直ちに耕作できる農地が3447ヘクタールと、草刈りや整地、基盤整備をすれば利用できる農地3046ヘクタールを合わせて6493ヘクタールあります。

この面積を少しでもわかりやすくするための例示としては、高校球児の目標である甲子園球場のグラウンドの面積は約1.3ヘクタールでございますが、このグラウンド面積で言うると4992個分、また、最近話題となっている木曾岬干拓のメガソーラーの面積80ヘクタールで見ると、その81個分に相当いたします。これに既に復元不可能になってしまった農地約730ヘクタールを足した耕作放棄地面積が県内全耕地に占める割合は約11.7%となっており、年々増加している傾向にあります。

耕作放棄地が発生する原因はいろいろありますが、やはり大きなものとしては、高齢化や後継者の農業離れ、最近では中山間地域を中心に、獣害によるやる気喪失などを挙げることができると思います。また、耕作放棄地の発生により問題となることでは、健康な農地の持つ多面的機能の喪失や景観の悪化、さらには、病虫害の温床、鳥獣の新たな隠れ家になるなど、県民生活に様々な悪影響を及ぼします。

以上、耕作放棄地についての状況や課題について申し上げてまいりましたが、私は少し視点を変えて、この耕作放棄地対策を今後の三重県における農業政策の中で根幹となる重要な取組の一つとして、その発生予防や、復元利用すべき、また、できる耕作放棄地に関して、関係機関が連携、一致団結し、計画的かつ早期の取組により再生していくことが大切であると考えます。その理由としては、先ほどお話しした多面的機能の喪失など、県民生活への悪

影響の解決のほか、以下、幾つか述べさせていただきます。

まず、当たり前のことかもしれませんが、他国との比較においても限られたスペースの耕作面積しかない中、耕作放棄地を大切な資源ととらえるべきであり、その再生は、新たな生産活動や流通の上で重要となる量的確保へもつなげていける可能性があること、また、平成21年の農地法改正により今後期待できる新規就農者や新たに農業に参入する企業や福祉事業者にとっては、まず、農地の確保が必要となりますので、今後の新規需要への早期対応や参入希望企業などへの誘致活動ができること、また、存在場所によっては、既に農業に従事している方々にとっても生産性向上のために必要な農地集積へもつながること、さらには、売れる農業、もうかる農業のため、今後県が進めていく高付加価値化や6次産業化が実現したときや、新たな製品への消費者需要が発生した場合、その生産拠点として機動的な対応が期待できることなどがあります。

これら挙げた理由のほかにも、一方で、その解消への取組を、例えば子どもたちや地域の方々たちとともに進めていくことによって農業の重要性の再認識を促すとともに、それぞれの地域の人たちの協力体制づくりや元気づくりにもつながるなど、結果として、地域活性化プランで目指すところである農村の活性化や県民力アップにもつながっていくと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

様々な効果が期待できる耕作放棄地再生への取組を、既にある県協議会や地域協議会とのさらなる連携強化、情報共有のもと、国の交付金なども有効に活用し、今後さらに積極かつ計画的に進めていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、少し具体的な提案として、農地の調査活動や農業振興に多大な御尽力をいただいている農業委員会や農業関係機関の皆様の御理解、御協力をいただきながら、市町とも連携し、所有者の意向調査、例えば貸し出しが可能かどうかを含めた耕作放棄地台帳の整備や所在地地図の作成を、行うべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、先ほど所有者の意向調査と言いましたが、所有者が農地を貸すに当たって一番不安なことに、相手方の信用・信頼度の問題があると伺っております。個人では調査に限界もあり、これまでに残念な思いをしたり、中には、特にバブル期などにだまされた所有者も少なくありません。

そこで、貸す側も利用者も互いに安心、信頼できるマッチング機能の中心的な役割を担う機関なり部署を、既存の団体も含め創設してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、耕作放棄地解消への取組として既に各地域で様々な取組があることは存じておりますが、その耕作放棄地を活用しての子どもたちによる農業体験などの取組をモデル的に行っていったらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 耕作放棄地対策について4点お尋ねいただきましたので、まず、市町の耕作放棄地対策協議会との連携と、それから、耕作放棄地の台帳や地図等の情報の整備についてお答えいたします。

市町の耕作放棄地対策協議会には構成員として県普及センターが参画をしております、耕作放棄地解消のため地域が取り組んでおられます企業の参入でありますとか他県からの新規就農の促進、新品種植栽による新たな営農活動による対策などを支援を行っているところでございます。

また、荒廃した耕作放棄地については、市町において農地法に基づく農地の利用状況調査が毎年行われており、全市町において台帳が整備されており、その地図化についても一部の市町において取り組まれているところでございます。

今後、耕作放棄地の対策を積極的に進めるために、市町の耕作放棄地対策協議会との連携の強化でありますとか、所有者の意向も含めた台帳等の整備の必要性について、十分市町と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地のマッチングのお問い合わせと、それと、耕作放棄地の

子どもたちの学習を使った解消等の取組でございます。

まず、マッチング機能でございますが、耕作放棄地を含みます農地のマッチングにつきましては、農地所有者の御依頼によりまして、主に県の農林水産支援センター、これは農地保有合理化法人という法人格を持っておりますが、就農相談とあわせて売買のあっせんとしてまず行っておりますとともに、主に市町、JA等で構成されております農地利用集積円滑化団体というのがございます、こちらは円滑なあっせんを主に貸し付けのあっせんとして行っているところでございます。

また、様々の皆さんの参加によります対策でございますが、先ほどの国の交付金による営農による再生だけではなくて、農地・水・環境保全管理支払交付金を活用いたしまして、景観作物の植栽でありますとか学童農園、CSRによる企業活動などにより、耕作放棄地の発生予防等が県内で17カ所で取り組まれているところでございます。

今後、マッチングの機能につきましては、県と市町の連携強化など、耕作放棄地のマッチングのあり方をぜひ検討してまいりますとともに、子どもたちの農業体験などの地域が取り組む様々な耕作放棄地対策を、先ほど申しました農地・水・保全向上対策でありますとか地域活性化プラン等を活用して、引き続き支援をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） 御答弁、どうもありがとうございました。

先ほど御説明をいただきました様々な、これまでも既に取組をしてきていただいておりますが、これまではよく聞かせていただきましたのは、企業の参入があれば、それが耕作放棄地の解消にもつながるという、そういったこの議会での答弁等も聞かせていただいておりますが、私は今回、まず、そういったことを進める上において、例えば企業の立地等を考えてみても、企業の立地の場合は、既に工業団地がありますので、あるものをどどん外へ訴えていける、どうぞ三重県へ来てくださいということと言えるような、

そういった状況が整っており、昨年4月、鈴木知事の就任以来、かなりなペースで企業誘致が進んでいると思います。

やはり農地のほうも、これから本当に新規の就農者や法人に一つでも多く参入をしていただきたいと思いますし、民間はスピードが重要でありますので、やっぱり、しっかり、貸出台帳、所有者の意向も含めた貸出台帳をつかって、どこにあるかもしっかりと各地域が把握をしながら、問い合わせが来たときには即座に対応をできるように、そうすれば隣県にとられることもありません。

そういった意味で、この耕作放棄地をまず資源としてしっかりととらえて、その調査を各関係機関の連携のもと、進めていっていただきたいと思いますし、そのマッチングも本当に所有者の不安を取り除くことが大切でありますので、今現在やっただいていいるところもしっかり連携をとりながら、しっかりと県のほうでも対応をしていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

知事が今後特に力を入れようとされている外国人観光客の誘致に向けて、私なりの視点でお伺いをいたします。

知事は開会日の提案説明の中で、昨年8月に中国河南省と観光・交流の推進に関する協定書を交わし、今後お互いの観光客の誘致に向けた具体的な取組を展開することや、世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクトとして、トップセールスや商談会などにより三重県の認知度アップを図りながら誘客につなげると、力強く決意を披露されました。

私も、県外日本人観光客のみならず外国人観光客の誘致は、今後の三重県の発展や地域活性化、雇用創出などにとっても大変重要であると強く思う1人であります。

ここで少し、外国人観光客に関する現状を皆さんと一緒に見てみたいと思いますので、2枚、フリップを用意させていただきました。（パネルを示す）1枚目はこちらになります。

この1枚目は、昨年の月別訪日外国人の数字であります。ここで注目は、やはり東日本大震災の影響が大きく、前年の2010年は861万人が来られましたが、昨年度は621万人とかなり減少してしまったことと、また、一方では、この2段目の数字になりますが、2月まではプラスでしたが、やはり3月からマイナスになりました。でも、マイナスは徐々に、60、50、30、20、10と減ってきております。日本全体としては、今後さらなる改善や増加の期待が見込まれるということでもあります。特に私たちの地域は、外国人観光客の旅行先として選んでもらいやすい状況にあると思っております。

次に、2枚目であります。（パネルを示す）先日の北川議員の質問でも言われておりましたが、2010年における国別の内訳であります。この表でもわかりのように、やはり、韓国や中国、そして台湾が多く、アジア圏で全体の72.1%を占めています。その中でも特に東アジアがほとんどを占めており、これらの地域の重要性がわかると思います。

このように、今後さらに日本への外国人観光客の増加が見込まれる中、県として東アジアを中心に様々な角度から営業展開をしていくことはとても大切なことであると私も考えておりますが、一方で、頑張っただけで営業すればするほど重要となってくるのが、こちらの受け入れ体制であります。

こう見えて、私は以前、東京で旅行の仕事をしておりました。海外旅行、特にカナダのウイスラー、この時期はスキーで非常に有名なところでありますが、このウイスラーを中心にパッケージ旅行をつくったり、お客さんの希望により、いろんな国への手配旅行もしておりました。

決して安くはないお金を使いながら、旅行者は、日ごろ頑張っている自分への御褒美として、また、それぞれの記念旅行など、様々な思いを胸に行先を決め、思い出づくりをいたします。

その当時、旅行前によく聞かれたことは現地での対応、特に日本語が通じるかや安全かどうかなどが多く、帰国した人からのアンケートにも多く書かれていたのは、よかったことや悪かったことを含め、現地に関する感想や現地での対応、接客についてでありました。

旅行は形のあるものを買うわけではありませんので、海外旅行者に対しては、いかに安心しながら三重のよさを楽しんでもらえるか、また、言葉の問題などで優しい場所であるかどうか、そして、気持ちのいいおもてなしを提供できるかどうかが重要であると思います。そのいかんによってすばらしい思い出にもなれば、損した気分にもなります。また、感動を与えることができれば、旅行者自身の帰国後の口コミもその後の大変重要な広告媒体となります。

以上申し上げたように、営業の重要性はもちろんでありますが、私は特に、外国人旅行者の視点に立った、旅行者の求める受け入れ体制づくりが重要であり、売り込みに力を入れれば入れるほど、その環境整備を急ぐ必要があると考えます。

そこで、お伺いをいたします。

まずは、先ほど昨年訪日外国人の動向を示しましたが、三重県への外国人観光客の最近の動向がどのようになっているか、確認も含め、お伺いをいたします。

次に、受け入れ体制についてであります。現在、県では、観光地の駅案内表示などで外国語表示を促進したり、電話を使った通訳や翻訳サービスである、ことなび、（現物を示す）こういうチラシもつくられております。こういった、ことなびなどに取り組んでいただいておりますが、旅行者の基本行動である移動の面で、今後さらに優しい観光地としての環境整備のため、まずは、バスや電車をはじめ、各交通機関などと連携しながら外国語での音声案内を取り入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、おもてなしのさらなる強化のため、地域における対応スタッフの人材育成や確保、また、外国人観光客受け入れの機運醸成や地域づくりに向けて、地域住民とも一体となったシンポジウムやイベントの開催などを市町や関係事業者と連携しながら今後計画していったらどうかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いたします。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

○農水商工部観光局長（長野 守） 外国人観光客の誘致に向けてということで3点御質問をいただいております。

まず、1点目は、外国人観光客数の三重県の状況でございます。東日本大震災及びそれに伴います原子力発電所の事故、これは、全国の外国人観光客入り込み客数に大きな影響を及ぼしております。三重県も例外ではございません。三重県におきましても震災直後から外国人観光客が激減をいたしまして、県内の観光施設や宿泊施設ではキャンセルが相次ぎました。

しかしながら、最近の状況は、中国等へのミッション派遣や上海を中心とした情報発信、あるいは、観光事業者の方、あるいは商工会議所などの働きかけもございまして、入り込み客数は昨年の10月ぐらいから戻り始めております。12月ごろにはほぼ前年並みぐらい、本年1月には前年を超えるような状況となってきております。

次に、2点目でございますが、外国語によります案内の充実についてでございます。

旅行してございまして自分の国の表記があれば、わかりやすく、安心して、地域に対する好印象につながります。そのため、県内を訪れました外国人観光客の受け入れ体制といたしまして、今御紹介のありました、本年1月から、電話サービスによる通訳サービス、ことなびというのを提供しております。これは、お店などに来訪をしていただいた外国人の観光客の言葉が、お店の方々、理解できないと、こういう場合などに通訳を行うサービスでございまして、英語、中国語、韓国語の3カ国語で行っております。

また、イラスト等によります案内表示あるいは多言語表記というのも進めてございまして、今年度は国の事業を活用させていただいて、伊勢市とか鳥羽市の駅において、その表記の取組を進めておるところでございます。

御質問のバスなどの車内アナウンスにつきましては、必要な案内であるというふうには考えておりますが、事業者の方々の御協力というのも不可欠でございまして、このような点も踏まえながら、関係機関、事業者に働きかけてまいりたいと、このように考えております。

3点目は、人材育成や研修会の開催などについてでございます。

観光事業者の方々、あるいは市町、観光協会、観光ボランティアの皆様に対しまして、外国人観光客受け入れのノウハウや外国語のあいさつなどを学びます研修会というのも現在行っておるところでございます。引き続き、平成24年度も人材育成に向けました研修などを行ってまいりたいというふうに考えております。

このように、外国人観光客の皆様も安心して旅行をしていただくためには、地域の皆さんや事業者の皆さんの協力が重要でございます。今後も三重のおもてなしの心を伝え、三重の魅力を十分に感じていただきますように、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） どうもありがとうございました。

外国人観光客の動向については、うれしいことに12月には持ち直して、1月から増加傾向にあるというのは非常にうれしいことであると思います。

先ほども申し上げましたように、今後、私たちの三重県は東日本の地域をしっかりと支えていかなければいけません。そういう意味においては、旅行者から見て私たちの住む地域は非常に旅行先として選んでもらいやすくなります。しっかりと受け入れて、東日本の地域を持続して支援していかなければいけないと思っております。

また、一方で、先ほどの大久保議員の質問にもありましたが、私たちの三重県には宝である熊野古道があります。その復旧も急ぎながら、そういった外国人の観光客の方にも楽しんでもらえる体制づくりや、伊賀忍者、また、海女さんを活用した今後の旅行もしっかりとつくり上げていっていただきたいと思っております。それで、さらなる増加を見込んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

音声案内についてであります、こちらは何とか実現をしていっていただきたいと思っております。

今月上旬、愛媛の松山でありますとか熊本のほうにちょっと仕事で行かせ

いただきました。そのときに、バスや電車、日本語の案内の後に韓国語の案内、中国語の案内が、一般のバス、電車でもございました。それを聞いたときに、別の目的で行ったんですが、バスに乗ってそれを聞いた瞬間、ああ、この地域は本当に外国人の旅行をしっかりと受け入れたいと思っている意思のあらわれであるんだなというふうに思いました。

バスに乗っている人たちもその言葉を耳にします。電車に乗っている人もそうであります。日ごろからのそういった醸成というのが、地域でしっかりとおもてなしをしていく上において大変重要であると思いますので、この取組もぜひ関係機関の御理解をいただきながら進めていっていただきたいと、そのように思いますし、ことなびは大変重要な取組であると思います。一方で、ことなびが必要でなくなるぐらい、観光業者やホテルの関係者の方々に少しでも言葉と触れていただく機会や、外国人をしっかりと自分たちがおもなししようという思いになってもらうためのシンポジウムなども今後お願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、中学校における武道必修化についてお伺いをいたします。

この4月以降、中学1、2年生を対象に、柔道、剣道、相撲の中からそれぞれの中学校が選択したものを各学年10時間から15時間程度を目安に武道の授業が開始されます。その目的については、先日、中森議員の議案質疑の中でもあったように、体力の向上のみならず、日本古来からの伝統文化である武道を学ぶ中で、礼儀や集中力、また、相手を思いやる心をはぐくむなどとされております。

その目的なり必要性については一定の理解が得られるところであると思いますが、一方で、安全面について危惧する意見も多く、特に柔道については、保護者のみならず、指導者である先生の中にも不安の声があることや、導入の延期を指摘する専門家の意見などがマスコミ報道等によく見受けられます。

私も対象の中学生を持つ親の1人でありますので、実際に保護者の方々などからの不安の声をよく聞かせていただきます。大久保議員に対応して、お

父さんとしても思うこととして、三重県においても武道の必修化を開始する以上は当然のことではありますが、子どもたちの安全対策について細心の注意を払うとともに、指導体制の充実をしていかなければいけないと考えます。

そこで、提案も含め、お伺いをいたします。

県は、これまでも安全性確保のため、指導者研修として対象となる先生方に対し一定量の研修をなされてきたことと存じます。今後はさらに、来年度予算の中で、安全対策に特化した研修を県内3会場で、また、指導法に関する研修を7回実施すると聞いておりますが、これらの早期実施とともに、指導に当たる先生のできる限り多くが参加できる体制や日程調整を行い、まずは指導に入るに当たっての不安解消を強くお願いいたします。

その上で、授業が進むに従って、現場ならでの様々な課題や新たな不安の発生も考えられることから、県においては市町教育委員会などとしっかり連携をとり、弾力的な研修や講習の実施をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。また、あわせて、相談体制の充実など、指導者に対する支援、サポート体制を整える必要があると考えますが、いかがでしょうか。

もう1点は、指導体制についてであります。基本的には研修を受けた各学校の先生が授業をする形になっておりますが、県では約50人の外部指導者を確保し、希望する学校に派遣するとしております。しかし、当然のことではありますが、何かあってからではいけませんので、安全面強化のためには、でき得る限り複数での指導体制が必要であると考えます。

そこで、各学校における授業実施日の把握等をしっかりと行い、外部指導者の有効的な派遣体制を整えながら複数指導体制をしくべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。教育長の御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山本教和） 答弁は簡潔をお願いします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 中学校の武道の必修化で2点お尋ねでございますので、順次お答えさせていただきます。

まず、講習会の関係でございますけれども、平成24年度、本県におけます

武道の授業なんですけれども、公立中学校166校のすべてで実施をされるというふうに聞いております。

そうした中で、来年度からの中学校におきます武道の授業がより安全で効果的に実施されますように、文部科学省のほうで武道等指導推進事業というのが起こされますので、その事業をしっかりと活用させていただきたいと思っております。

そのために、まず、御紹介がございましたように、剣道とか柔道、相撲の方の指導力の向上のための講習会を県内7会場でやりまして、すべての保健体育の教員、これ、460名ぐらいおるんですけれども、受講できるような、今、準備を進めておるところでございます。

それと、別途また柔道につきましても、安全指導ということで、3会場のほうで講習会を考えております。

こうした講習会以外の講習の機会もございますので、必要に応じまして武道の指導内容を取り扱うということで、弾力的な対応を考えていきたいと思っております。

もう1点、外部人材の関係でございますけれども、武道の授業を行うに際しまして、外部の指導者の協力を得て、複数の指導者で生徒の指導に当たるということについては、授業を安全かつ効果的に進めるための有効な方策の一つであるというふうに考えております。

このため、先ほど文部科学省の事業を御紹介させていただきましたけれども、その中で、来年度は50人程度の外部指導者を中学校の要望に応じて派遣できるように、柔道協会、それから剣道連盟、相撲連盟などの武道関係団体にも協力を要請しておりまして、こうした体制で中学校における武道の授業がより安全かつ効果的に実施されるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔24番 今井智広議員登壇〕

〇24番（今井智広） どうもありがとうございました。

時間が参りました。安全対策のほう、どうぞよろしくお願ひいたします。
ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 16番 水谷正美議員。

〔16番 水谷正美議員登壇・拍手〕

○16番（水谷正美） 四日市市選出、新政みえ所属の水谷正美でございます。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

知事との本会議場での議論は、去年の9月に議案質疑という形で、みえの観光振興に関する条例のときにさせていただいて、2度目でございます。

今日は大きく3点お伺いをいたします。知事が自立した地域経営を実現するんだという思いで行財政改革を発表されました。それが1点目です。そして、2点目が東日本大震災から学ぶ防災地域づくりということで、12月会議まで本会議場で通告がなされて質問をされてきた議員の方々が15名いらっしゃるようでございます。重複を避ける形でテーマを選ばせていただいております。そして、最後に、県民の率直な思い、やっとなりょう5まで参りました。国のテーマであるけれども、県政に大きく影響するということを取り上げております。社会保障と税の一体改革における地方消費税の議論についてでございます。

まず、1点目ですが、外郭団体の改革と予算編成過程の透明性についてお伺いをいたします。

自立した地域経営の実現を目指すものとして精力的に行財政改革を行う決意を述べられて、改革の実現を目指していく内容が、先日、全員協議会にて説明されたところであります。

全員協議会の場でも中嶋議員が指摘しておられましたが、仕組みの改革として取り上げられた外郭団体の改革については、昨年の政策総務常任委員会で重点調査として取り上げて、一定の調査研究を終えたものであります。その報告書の行間には何が込められているのか、委員会で議論された視点も含めて、新しく目標を掲げた鈴木県政がどの部分の改革をどのように実現すべきなのかを、提言を含めてお伺ひしてまいりたいというふうに思います。

まず、一つ目の課題は、県の出資比率が25%以上の法人についてです。県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書として発表されている、その内容に対する指摘であります。

この報告書は、一定の切り口で団体が設定した目標達成状況などのデータと、団体の自己評価や知事等からの評価とコメントが書かれています。まず、これを見直したほうがいいでしょう。

先進事例として、浜松市では外郭団体について、団体の設置目的や活動状況などが異なる団体を同じ指標で比べるべきではないとの考えから、地域開発型、行政代行型、産業創出型の三つに類型化してチェックしています。

もう一つの先進事例として、大阪府における外郭団体改革の取組は、橋下府政で支持の高かった改革です。この改革は、法人数の削減、OB職員の天下り批判からの決別、府派遣職員の引き揚げ、法人の経営評価の充実の四つの柱で行われ、経営目標の内容を外部の専門家から成る経営評価部会でチェックされます。三重県では対象となる法人の評価は自己評価でありますから、専門家による評価も含めた報告書にすべきであります。

二つ目の課題は、外郭団体のうち、出資比率25%未満の団体で県が筆頭出資者である団体についてであります。

全国知事会でも取り上げられている先進事例として、静岡県では県出資25%未満の公益法人等についても点検、評価を行っています。点検、評価の結果については、外部有識者で形成される静岡県行財政改革推進委員会において、評価と検証を行っているようであります。

目指すべきは、三重県が筆頭出資する団体について情報公開を進め、点検、評価の対象とすることにより透明性を図り、より一層の改革を追求すべきであります。

三つ目の課題は、県が出資はしているが出資比率が25%未満で、県が筆頭出資者でもない団体についてであります。

これらは外郭団体改革方針などにおける見直しの対象とはなっておらず、透明性が確保されているとは言えません。しかし、一方で、これらの団体の

自主性、自律性も尊重されるべきものであります。

したがって、これらの団体に対する補助金や委託費などの県費支出予算の予算編成時の透明性が課題となります。概算要求の基準設定や予算要求の内容や資料、審議内容の公開など、予算編成プロセスの透明化がなされていないと、内部組織間の取引や補助金などを求める外部からの圧力を生む要因になり得ます。情報公開が進み、財源が限られる今日では、このような予算編成は改善されていくべきものであります。

そこでお伺いしますが、予算編成とは突き詰めると政策評価でなくてはならず、予算編成プロセスを公開し、県民の目に触れる状態にすることは、予算編成から不透明な意思決定を排除するものになるでしょう。鈴木知事が行った三重県版事業仕分けに続く取組として、予算編成時の総務部長調整や知事査定の際の公開や議事録を残すなど、試みてはいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 外郭団体の改革と予算編成過程の透明性ということで、3点、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、25%未満の出資法人に対する透明性の確保という点でありますけれども、この点は、御案内のとおり、2分の1以上というのは地方自治法に基づいて、6月議会に報告をさせていただいていると。4分の1から2分の1というところでは監査などによる評価を現在実施しているというところでありまして、4分の1未満の法人については、例えばテレビ局とか新聞社とか、そういうところにも出資している例はあるんですが、そういうのは地方自治法や条例と関係なく、別法令に基づいて決算とか有価証券報告書などで開示しておりまして、透明性を確保しているケースもありますので、そういうところの自律性とか自主性ということも考えると適当ではないのかなと思うのですが、例えば4分の1未満であっても三重県が筆頭出資になっているような法人については、そういう法人の自主性にも配慮しつつ、実効性、透明性、あるいはメリット、デメリット、あるいはは

他県における類似団体の透明性確保策の現状、こういうのも様々な観点から見て、今回の行財政改革取組でお示した平成24年度の外郭団体の見直しの中で検討していきたいと考えております。

そして、2点目でありますけれども、外郭団体の見直しのスケジュール的な部分とその手法でありますけれども、平成14年度に外郭団体改革方針を策定しておよそ10年が経過しました。

先ほど水谷議員のほうから、先進的な他の自治体の事例もお伺いをいたしました。そういうような観点も含めて、あるいは社会経済情勢の変化、そういうのを踏まえると、事業目的が妥当なのか、団体が実施している事業は必要なのか、団体経営は適当なのか、そういうようなことを改めて、そもそもの団体の目的や事業内容、県関与のあり方について精査をし、必要な改革を実施していきたいと考えております。

また、経営評価手法につきましても、一方で公益法人制度改革というものがスタートしておりますので、そういうものに対応した経営評価手法としてどういうのがいいのか、こういうことも含めて、有識者あるいは公認会計士、そういう方々、第三者の意見も踏まえて、これからの検討の中で進めていきたいと考えております。

それから、予算編成過程の透明性の確保という点でありますけれども、やはり、顔が見える県政の実現、行政の透明性の向上、こういうことは私も大変重要だというふうに考えておりました、その方向で進めていきたいというふうに考えておるところでありますけれども、一方で、例えば情報公開条例とかに照らすと、予算の知事査定とか、そういうのは、個々の事業について県としての意思決定を行う場であって、公開することによって部局長との率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるという指摘が出る可能性があるというのも事実であるのかなと思いますが、一方で、やはり透明性を高めていくということが重要であると思っていますし、私も、先ほど御指摘いただいた三重県版事業仕分けをやった結果、その中で得たものも大きかったというふうに思っておりますので、今後行う予定の予算編成

プロセスの見直し作業の中で、どうやって透明性を確保していくのかと、そのための手法というのはいくつがいいのかと、それも含めて予算編成プロセスの見直し作業の中で検討していきたいと考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 相当苦勞されて、原稿を読むところもあり、御自分の思いもお話しになられて、やはり組織内部でいろいろ葛藤があるんだろうなと思いつつながら知事の答弁を聞いておりました。頑張つて透明性を目指してほしいというふうに私は思っております。

情報公開、これだけ進んで、どのように補助金や委託金が決まってくるのか、特に外郭団体についてのところは、知事になるだけ早い段階に取り組まれたほうがいいと思うテーマであります。

それはなぜかという、だんだん人事とかで、例えば副知事に、この人とこの人、どっちがいいんだと悩んだときに、どうしてもどちらかに我慢していただく、そして、外郭団体に行っていたら、そこでしがらみができたりするわけですよね。だから、改革がなかなか進まない。つまり、なるだけ早い段階に知事が取り組むべきテーマだという思いで質問させていただきました。

今回は防災関係がメインでございますので、次に参らせていただきたいと思つます。

災害に強い通信ネットワークの実現についてです。

昨年の3月11日に東日本大震災が発生してから1年がたとうとしています。被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思つます。

昨年の東日本大震災は携帯電話が広く定着してから初めての大震災で、広い範囲で通信障害を引き起こし、地震発生当初は各社の回線に通信規制がかけられ、それによって多くの人の情報取得や安否確認等の手段が失われました。災害時、だれしものが大切な人の安否を確認したいと思うのですが、余震発生時にも電話がつながりにくくなる状況も起きていました。皆様にお配りした資料でございますが、（パネルを示す）これです。

携帯電話基地局の停波局数の推移です。3月11日以降つながりにくくなって、ちょうどこの4月の7日、8日、9日、余震が起きたときにも、やはりつながりにくくなっています。

さらに、最近では、普及率が2割を超えてきたスマートフォン利用者の増加に伴って携帯電話通信網の障害がたびたび問題となっており、通信ネットワークのふぐあいについての報道をよく耳にするようになりました。

このような事態を受け、川端総務大臣は携帯電話各社に対し、今後同じような事態が起こるおそれがないか総点検を求め、再発防止に取り組んでいくように確認がされています。

ふだんの生活の中でもトラブルの発生する携帯電話通信網は、果たして今回の震災のような被害に見舞われた際どうなるのか。我が国の携帯電話通信網を有事の際に耐えられるようなものにしていくことが目指すべき姿であると考えられています。

では、具体的にどのように通信網の強化を図っていけばよいのでしょうか。

まずは、災害時にどのような影響が出るのかを県民と協働し検証するために、通信ネットワークの脆弱さを体験する県民参加による防災訓練を行い、携帯通信網に対するストレステストをしながら、住民とともに実際に災害の状況を体験してみる必要があると思っています。

もう少し具体的に言うと、災害に強い通信ネットワークの実現に向けて、専門集団が1カ所に集まって行う防災訓練や、運動場などで自治会役員の皆さんが中心にいただいている防災訓練、それと同時進行、しかし別の場所で、自宅からでも参加できる、携帯電話を使った新時代の防災訓練を行ってはどうかと考えるのであります。もしこの防災訓練が実現できれば、三重県の、あるいは東海地区のどの通信エリアの通信回線網が弱いのかなど、今後の課題が浮き彫りになるでしょう。

そして、この体験型の防災訓練を通して、この地域の通信ネットワークをさらに強いものにしていくということは、最終的には、この三重県に住む人々が安心して暮らせる地域をつくり上げるということであり、家族や親戚、

友人と粘り強い通信ネットワークでつながっている状態を目指すものであり、熊野古道や御座白浜に来ていただいた旅行客の皆さんに避難経路をスマートフォンで示すことができたり、遠方の家族と話すことができたりする状態をつくり上げるというものなのであります。

さらに、携帯電話やスマートフォンによる避難誘導型の防災訓練に参加してみたい方々に、長島温泉や鈴鹿サーキット、伊勢志摩、熊野古道などの観光スポットにお集まりいただき、防災訓練をイベント化することも考えられるのではないのでしょうか。

そこでお伺いしますが、災害が起こったときに、現状把握や安否確認の手段として携帯電話を用いることが多くなるのは当然のことです。災害に強い通信ネットワークの実現に向けて、防災訓練として、県民参加による携帯電話通信網に対するストレステストを含む、自宅からでも参加できる新時代の防災訓練を提案いたしますが、いかがでしょうか。

そのための防災訓練は、三重県に限らず、愛知県、静岡県、岐阜県も含む東海4県で取り組むことも今後の検討課題となります。そして、その訓練には、携帯電話会社との協議、通信網についての監督官庁である総務省からの支援など、災害時の通信ネットワークを強化する目的のプロジェクト型の防災訓練として立ち上げていく必要があります。

中川防災担当大臣の御助言もいただく必要があるでしょう。三重県の災害対策本部長としての知事の御見解をお伺いします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 携帯電話に関する県民参加の防災訓練でありますけれども、携帯電話などの通信網は、県民の日常生活においては必要不可欠な役割を果たしており、大規模災害時には、緊急通報、安否確認などのための通信手段として多くの方に活用されることが想定されます。

東日本大震災では、通信のための鉄塔や局舎そのものが倒壊するなど、広範囲にわたり通信基盤が被災し、利用者からの音声発信が急増して大規模なふくそう状態が発生したことから、通信事業者による通信規制が行われ、数

日間、一般の通信利用が制限されました。

県といたしましても、このことを踏まえ、緊急地震対策行動計画の行動5に情報提供体制の構築を掲げ、市町や事業者と連携した取組を進めているところであります。実際に稼働している携帯電話の通信網を利用し、大規模災害時におけるふくそう状態や通信規制を再現した訓練の重要性は十分認識しているところであります。

しかし、このような訓練の実施は、一般の利用者への影響や社会経済活動への制約が大きく、単独自治体による実施は難しいものと考えられますので、例えば、今後国において事業者を巻き込んで災害時を想定した携帯電話の使用に係るモデル訓練を実施すると、そういう場合には県としても参加の意向を表明していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、県としましては、県民の安定した通信を確保する上で、災害時における通信事業者との連携を重視し、早期復旧対策を検討するなど、関係者との意見交換をしっかりと行ってまいります。

また、大規模災害が発生した際に、通信が回復し、早く利用できるよう、不要不急の電話は控え、通話時間はできるだけ短くすることや、比較的通信が確保できるメールなどの通信手段を活用いただくなどの呼びかけ、啓発に努めてまいりたいと考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 国あるいは総務省が中心になるでしょうね。そして、携帯電話キャリアの中心的な会社にも参加をいただいて、技術的な助言をいただきながら、やる事業主体としては県としてやるか、あるいは関西広域連合のような、東海・東南海・南海地震の被害を受けるエリアの自治体で協力をするか、ちょっとこれはストレステストにしては大き過ぎるかなという思いもあるんですけども、もう少し知事の思いを聞きたいのですが、やれるようになったらチャレンジしたいという思いなのかどうか、そこをお伺いします。

○知事（鈴木英敬） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、携帯電話の通信、これの重要性というのは大変強く認識していて、この前の1月16

日に3県1市の知事と市長の会があって、そのとき帰宅困難者対策の話をしたときも、私のほうから、携帯電話などを活用した、そういう情報発信のあり方というのを提案させていただいたところでありまして、自分自身も、まず多分携帯をさわるやろうなと思うんですね。

そういう意味で重要性を認識しているので、チャレンジをしてみたいなと思うんですが、例えば、それをやるにして、携帯電話事業者の三重県の支店の支店長レベルで、よし、やろうかというふうに言ってくれるというのはなかなか難しいんじゃないかなと思いますので、そういう意味では、国もリードしていただいて、携帯電話事業者の本社のほうも、よし、やるぞというような環境整備が必要であると思います。そういうものが整って、どこかでやるところはないかということで、手を挙げよということになれば、三重県もぜひ手を挙げたいなと。もちろん関係の皆さんと協議をしてということでもありますけれども、そういう手を挙げるようなことの検討をしっかりとしたいと思います。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） ありがとうございます。

あとは、やはり僕も知事も東京オリンピック以後の昭和40年代の生まれですけど、この種のプロジェクトの知恵をもらうのは20代がいいですね。実際にスマートフォンを使っていてどういう結果が起こっていたか、もしできたときですね。やる前はもちろん、プロジェクトとしてつくり上げるときも参考に御意見を伺いながら、そして、ぜひ三重県主導で県にそういうメニューをつくるべきだということを申し入れながら立ち上げていくべきではないかというのが私のもう一つ踏み込んだ思いでございますので、またおいおいお話ができればというふうに思っております。

次です。中央防災会議による被害想定を検証であります。

東日本大震災という国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録する地震は、我々の防災に対する意識に大きな変化をもたらしました。

今回の震災を受けて、それまでの地震・津波対策のあり方や原発事故によ

る原子力発電の安全性などが問題視されるようになり、国の防災対策は大幅に見直されることになったわけであります。

我が国の防災対策の見直しに伴って、東海・東南海・南海地震の三連動地震が懸念される三重県も、防災対策の見直しが不可欠となっております。皆様にお配りした資料、（パネルを示す）このパネルですけれども、国の地震対策方針、防災基本計画を修正して、そして、被害想定をつくり上げて、三重県としては平成24年度予算として被害想定調査に1億5678万円の事業費が組まれているということです。

今日までの被害想定は、平成16年度にマグニチュード8.7を想定した調査が行われたもので、この調査結果では、建物の倒壊数や地域別の死亡人数など、直接的被害について詳しく報告がされています。これも皆様にお配りをした資料の中で、（パネルを示す）少し見にくいので申しわけないのですが、例えば四日市市だと、揺れによる全壊棟数3199、死者数109名、これが平成16年度のときの被害想定なんです。

そこでお伺いしますが、前回の被害想定調査の検証についてであります。平成16年度の被害想定から現在まで7年が経過し、その期間に行われた防災・減災対策、予算執行によって、被害者の数、建物崩壊の数がどれだけ現時点で減ったと想定されているのか、教えていただきたいと思います。

そして、今回の震災の教訓から、今までのマグニチュード8.7という想定を上回るマグニチュード9.0を基準とした新たな被害想定調査が必要になっているわけですが、中央防災会議の被害想定調査が今年6月から秋にかけて公表される予定で、その後、三重県では平成24年度中に被害想定調査を再度実施する予定とのことであります。

そこでお伺いしますが、中央防災会議の検討と同時並行して三重県でも調査を進め、国からのデータ提供後すぐに被害想定調査結果を公表することは不可能なのでしょうか。新しい知見が中央防災会議で検討されていることも伺っていますが、前回の平成16年度に行った際に、三重県はコンサルタント会社と大学附属の研究所にお願いして立案しており、その被害想定につ

いての具体的手法が県庁のスタッフに理解できれば、かなりの部分が事前に立案できると考えます。

もちろん混乱を避けるため、中央防災会議の新しい知見についてのデータが発表されてから、中央政府の見解と我々地方政府の見解を突き合わせて後に地域住民に公表することとなります。一見二度手間のようにですが、自立した地域経営には必要な試みだと考えております。御見解をお伺いします。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（大林 清） 御質問を2点いただきました。一つは、平成16年度に設定した被害想定と、今現在、減災効果がどうなっているのかということと、新しい被害想定、国と同時並行的にやってはいけないのかという点でございます。

まず、1点目。県は、平成17年3月に策定しました被害想定調査の結果では、東海・東南海・南海地震が同時発生いたしますと、三重県内において最大で、死者が約4800人、経済的被害が約3兆円と推定をしております。

これまでいろんな対策を進めてきたことによりまして、平成22年度末現在で、死者で約1040名、経済的被害で約0.8兆円の減災効果があったと試算をしております。

2点目でございますけれども、現在、国におきましては、南海トラフの巨大地震に関して、最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討するという観点から、これまでよりも拡大した想定震源域でありますとか想定津波波源域を設定し、これまでの想定の方を抜本的に見直して、被害想定作業を進めていただいております。

また、国におきましては、新たな被害想定結果を踏まえまして、地震対策大綱でありますとか、応急対策活動要領等の作成が行われる予定になっております。

国の被害想定の実施から応急対策活動要領の見直しに至る取組は、県の対策を進める上でも深く関係してきます。県の被害想定調査は国の動向を踏まえて実施していきたいと考えております。

また、対策の前提となる被害想定が変わることが見込まれますことから、新地震対策行動計画、仮称でございますけど、策定に当たっては、新しい目指すべき減災目標等も設定していくことを検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） まず、1点目の被害想定の部分なのですが、部長、各基礎自治体別に資料をまとめることはできますか。

○防災危機管理部長（大林 清） 一番最初に被害想定を設定したときには県内市町別に基礎数字を積み上げておりますけれども、全体の効果につきましては、全体として進んだ、例えば耐震率の向上でありますとか、津波意識の向上とか、いろんなそういった主要素ではじいておりますので、個々の市町では少し難しいと考えます。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 次に想定を立論する今回の予算案でのときには、そのスキルをコンサルタント会社に委託してつくり上げるんだと思うんですけども、そのスキルをもらって、そして詳しく、予算単年度主義で1年後とは無理だと思いますけれども、3カ年ずつぐらい、その対策効果が見えるようにすることはできませんかね。

○防災危機管理部長（大林 清） 新しい取組につきましては、どういった被害が出るかということについてもこれから検討していくこととなりますので、できるだけそうしたどう改善されたかということがわかるようにしたいと思っておりますけれども、それも含めて、これから検討する時間をいただけたらと思います。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） この災害対策についての様々なメニューは国、県、市で行って、もちろん県も予算執行をして、基礎自治体である市町も行って、それぞれ協力して、どれだけ人命が守れることになって、そして、倒壊す

る件数が減ってきたのかというのを明らかにしてあげたほうが私はいいと思うんですね。基礎自治体の首長が地域の方々に説明するときに、この予算案というのは、県、国との連携のもと、これだけ効果があるんだというふうに言えるようにしてあげたほうがいい。

これだけの想定調査というのはやはり広域自治体である三重県が担うべきだと思いますし、そのための予算執行をしていただくんだというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次ですが、浸水被害を受ける県内災害対策本部なんです。これは、平成23年11月29日の中日新聞の記事によると、もし東日本大震災に匹敵する津波が発生したとき、県内の災害対策本部が置かれる予定の庁舎が浸水する可能性があるとの報道がなされました。その後の防災危機管理部の調査によると、それぞれの災害対策本部が浸水により機能しなくなる可能性があるようであります。

そこでお伺いしますが、県庁舎に設置される地区の災害対策本部が浸水するところはどこなのか、さらに、停電時に使う緊急発電機が野外に設置されており、中には津波の際に水没する危険性がある場所はどこなのか、そして、市町にある県の防災行政無線が水没により電源喪失して使用不能となるのはどこなのか、お伺いしておきたいと思います。

司令塔ともなり得る災害対策本部の浸水問題は、直ちに改善されるべきであることは当然でありますので、今後の対策についても御答弁をいただければと思います。

○防災危機管理部長（大林 清） 災害時に対策を決定して指揮をとる災害対策本部は、災害時でも信頼性が高く、安全な施設にしていかなければいけないというふうに考えております。

今回の津波浸水予測調査では、この県庁は浸水区域から外れておりますけれども、災害対策本部地方部が設置されます複数の県庁舎や沿岸部にある市町庁舎等では、この津波による浸水被害が予測されております。県庁舎で言いますと、桑名庁舎、四日市庁舎、尾鷲庁舎、熊野庁舎、松阪庁舎

等々でその可能性があるというふうに考えております。

浸水が予測される庁舎については、抜本的な対策も検討する必要がありますけれども、とりあえず、まず一定の時間がかかることから、県としましては、まず、浸水があっても、災害対策本部の機能が損なわれないよう、通信機器や電源の配置を見直すなどの対策が重要と考えております。

本年度から3カ年をかけて衛星系防災行政無線の更新工事に、今着手をしておりますけれども、この工事にあわせまして、通信機器などの配置を見直すとともに、市町における通信機器あるいは電源確保についても意見交換を行いながら具体的な対応を進めておるところでございます。

ちなみに、市町でそういう防災行政無線について浸水等のおそれのあるところは7カ所と今把握をしておるところでございます。

以上でございます。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 部長、その7カ所も今、言っておいてもらっていいんですよ。対策もできているわけですから。市町と協力してやればいいわけですから、公開していただいていいと思いますよ。

○防災危機管理部長（大林 清） 私どものほうで把握しておりますのは、木曾岬町、四日市市、津市、南伊勢町、紀北町、熊野市、紀宝町でございます。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） この点については、先ほどの被害想定、平成16年度の調査のものが現時点ではまだ生きていて、その想定調査というのは災害対策本部が機能している場合の数字なわけですから、新しい調査が発表されるときには、住民に安心を与えていただきますように、よろしく願い申し上げます。

そして、次です。津波防災地域づくり法の制定による課題についてであります。この法律が昨年末、成立したことについてであります。

この法律は、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域が都道府県知

事によって指定することができるようになったという法律なんです。皆様に資料をお配りして、パネルを用意しておりますが、（パネルを示す）もう少し説明をいたしますと、国土交通大臣が策定した基本方針をもとに、都道府県知事が津波の浸水予想を設定し、市町村が推進計画を策定し、それを受けて都道府県知事が津波災害警戒区域を指定し、その警戒区域の中に特別警戒区域を指定するというものであります。

一番下にありますけれども、都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域と指定し、さらに、その津波災害警戒区域のうち、住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができることとなりました。

これは、平たく言えば公権力による私権の制限をしますよということでございますけれども、やはりここは、知事が指定をする前に徹底した情報公開や話し合いをしていく必要があると思います。この法律の施行に当たって、今後の予定と御見解をお伺いしておきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 津波防災地域づくりに関する法律の関係でありますけれども、昨年12月27日に施行されまして、そして、御指摘の区域に関する部分は公布の日から6月以内となっております、現在未施行の状態であります。

先ほど議員から示していただいた資料の中にもありましたが、津波浸水の想定をやらなきゃいけませんので、それについては、国のほうから中央防災会議の検討結果を参考に示すんだということを言っておりますので、それを踏まえてやっていきたいというふうに考えております。

御指摘の区域の指定の関係であります、津波災害特別警戒区域のほうは、まさに、いざというときに津波から逃げる体制を整備する区域であります。指定に当たっては、逆に、指定された区域以外の人たちが、ここは、津波、大丈夫なんだというふうに誤った理解をされないようにすることが大切だと思いますので、国に対しましては、こうした懸念を国との

意見交換の場などで伝えていくとともに、指定する場合には、県民の皆さんに対して、また、市町等と緊密な連携をとって、制度の趣旨などを十分に説明しながら行っていきたいと考えております。

また、津波災害特別警戒区域に関しては、例えば法律の構成が類似している土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定、これ、住民の皆さんがなかなか指定を望まないという現状があります。これは、指定されると土地価格が低下するとか、あるいは建築物の構造規制があるとか、それに対して補助がないとか、そういういろんな不満があります。

このため、津波災害特別警戒区域の指定に当たっても、こうした点を参考に、考えられる課題の抽出と対応策などを検討して進めていく必要があると考えております。

今後、国からの指定やその手続に係る考え方を聞き取り、指定を行う場合には、津波から命を守るために、また、市町には法律上、推進計画の策定等の事務も発生しますので、市町や住民の皆さんの意向をしっかりと踏まえて進めていきたいと考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 市町との連携というのは本当に大事だというふうに思います。この件については、この後、四日市港のこともお話をさせていただきましたけれども、例えば工場の新築とか、今建っているものに対しての規制というのはかかってこないようなんですが、これから新しく土地活用をするということになったときに、指定されているとどうかということになるわけでございます。

そして、知事、担当する部署というのは防災危機管理部なのか県土整備部なのかというのはまだ決まっていないようなんですが、通告のときに、私、迷いましたのですけれども、どちらが担当になるんですかね。

○知事（鈴木英敬） 確かに私の答弁のこれのときも両部が来ましたけれども、平成24年度の新体制の中で、どちらの部のほうがいいのか、津波の関係もありますし、いろんな被害想定との関係もありますので、今、直感的には

防災対策部のほうが適切ではないかと思っておりますけれども、中身の建築規制の関係もありますので、よくそこは吟味して、平成24年度体制から窓口がはっきりわかるようにしておきたいと思っております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、次の四日市港の地震・津波対策についてであります。恐縮ですが、地元の四日市港のお話でございます。

今月の2月19日、国土交通省中部地方整備局が主催する四日市港地震・津波対策検討会議に四日市港管理組合議会を代表して出席させていただきました。この会議は民間企業代表の方々も参加する非公開の会議なのですが、この会議において東日本大震災ほどの大規模な津波への対策案が提案されて了承をされました。

簡単に御紹介いたしますと、一つ目は、避難対策の強化、二つ目には、複雑に入り組んでいる四日市港の官民連携による防護のあり方について、三つ目には、耐震性、耐津波性能の向上、四つ目には、その他として、減災体制と瓦れき発生に伴う広域連携について検討することなどが提案されて、了承されたわけでございます。

そこでお伺いしますが、複雑に入り組んでいる四日市港の海岸保全施設の管理責任についてであります。四日市港管理組合が平成24年、今年の1月19日に管理組合議会に提出した四日市港の地震・津波対策についてによると、四日市港の海岸保全施設は、国土交通省、三重県、四日市市、川越町、四日市港管理組合、民間企業が管轄しており、四日市港における海岸保全施設の総延長のうち、この県政壇上でお伺いするのは、県が管轄している部分、1万2344メートルであります。

資料、パネルを用意しましたので、少し見にくくて申しわけないのですが、（パネルを示す）ポインターで示しますと、この黄色い部分、黄色い点線の部分、これが県管轄で、そして、大協地区と申しますか、ここは民間企業であります。そして、四日市港管理組合がこの青い部分ですね。そ

して、県がまた、楠町のところですけども、管轄があつて、そして四日市市、そしてまた県と。そして、北のほうで、ここの部分が川越町ということなんです。

県が担当するところ、この羽津地区から富田、富洲、ここに朝明川がありますけれども、このあたりの堤防については県管理だと。四日市港管理組合議会で議論をしているときに、これだけ入り組んでいて、どこが司令塔でこの進捗管理をしているのかということを実際に疑問に思ったものなんですけれども、この県管理の部分の進捗について県土整備部長にお答えをいただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 四日市港における県管理の海岸についてお答えいたします。

四日市港の港湾区域というのがございまして、実際の港湾の地区よりも割と広目に港湾区域というのは設定されています。その中に私ども県土整備部が所管する海岸が10地区で、延長が総計で約12キロございまして、この大部分は伊勢湾台風後に建設されて、築後約50年ということで老朽化が進んでおります。このため、平成21年度から部所管の海岸、県内すべてですが、老朽化調査の中で、この12キロについても調査しております。

この結果、この区間の中で空洞が3カ所と堤防のひび割れが著しい箇所4カ所、合わせて7カ所、緊急に対応が必要ということ把握しております。これらについては、平成24年度から実施します命を守る緊急減災プロジェクトの中で補強を緊急的に実施したいと思っております。

以上です。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○**16番（水谷正美）** 部長、もう一つお伺ひしたいんですけども、四日市港管理組合議会で議論しましたし、この間の四日市港地震・津波対策検討会議、これ、国土交通省の中部地方整備局のさらに出先の四日市港港湾事務所が事務局を務めて進行していただいていた会議なんですけど、この国

の防波堤の部分、一文字のところの部分も含めて、全体をスケジュールしているところというのは県土整備部でよろしいですか。

○**県土整備部長（北川貴志）** 四日市港も含めてなんですが、三重県全体では海岸の管理者が、私ども県土整備部、それから農水商工部、直轄で事業をしているところ、市町、あと、四日市港管理組合といろいろございます。

全体を把握しているかということでございますが、県全体の海岸の維持管理とか整備の基本的な方針を定める海岸保全の基本計画等を策定する際には、すべての管理者の部分で県がある程度取りまとめて策定しております。ただ、通常の維持管理とか整備については、それぞれの管理者が行っておるといのが現状でございます。

ただ、議員のお話がありました津波防災地域づくりに関する法律に基づきまして、今後、市町が推進計画というのをつくっていくということですので、その中にもこういう海岸施設の整備について当然記述していくということになりますので、そういう際には当然、海岸管理者全体がしっかり調整をしていかなければならないというふうに考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○**16番（水谷正美）** では、よろしくお願ひします。

時間が参りましたので、次に参ります。

県民の率直な思いと題した社会保障と税の一体改革と地方消費税の件です。これは、連日報道されておりますこの一体改革に関して、地方消費税部分について限定してお伺いするものでございます。

最近、新聞各社で世論調査を行った際、消費税を10%へ引き上げることについての賛成、反対は拮抗をしております。少し反対のほうが多いかなという印象を受けますけれども、消費税の増税が必要だと回答する人は、それでも将来的な部分としては必要だということは容認をしておられるようでございます。拙速な増税案には反対意見が根強いというのが読み取れる。

すなわち、増税より前に行財政改革による無駄の削減や国会議員定数の

削減など、身を切る努力を求めているのが理由として挙げられて、社会保障の充実のためには増税は避けられないとはわかっているが、まだまだ賛成には至らない国民の気持ちがあられた結果となっております。恐らく三重県民の皆さんも率直にそのように思っておられるのだらうと考えております。

現在議論されている消費税の増税案では、地方分は1%から社会保障分を含めて2.57%に増税されるという案ですが、今回お伺いするのは、現在の消費税5%に含まれている1%分の地方消費税についてであります。

現在の地方消費税の1%については消費が多い都道府県に多く配分されるという形がとられていることから、県民が県内で買い物する、また、県外の来訪者が三重県内で買い物をするすることで、三重県における地方消費税の税収が増えるということになります。現在では約350億円の税収が三重県に配分された地方消費税であります。

地方消費税の増収につなげるには、都道府県間の配分指標の一つである小売年間販売額を増やす必要があります。その数値は5年に1度調査され、どうやら今年のようなんですけれども、その数値が地方消費税の配分を決めるわけであります。もし三重県内における小売年間販売額が1%増加しただけでも、全国に占めるシェアがその分増加することにより、地方間で清算をした後の消費税収はおよそ1億5000万円増加することが見込まれます。

つまり、三重県の小売年間販売額が今年多ければ地方消費税の配分も多くなり、その都道府県間で清算する配分指標も5年間維持されるということになります。

こうした理由から、地方消費税が増税されるにしても、現状のままであったとしても、県内の消費をよくして、地方消費税による税収を増やそうとする運動が各都道府県で起きています。

先進的な取組を行っている奈良県では、県民に県内消費を呼びかけるポスター、これ、皆様にお配りをしたポスターですが、（パネルを示す）こ

のポスターの取組についてはもう随分前から行っておられます。新たに今年2月から、県内消費率を88%まで引き上げるという名目で、奈良県のマスコットキャラクターのせんとくんを起用したプレミアム商品券の発行を今後の県内消費推進活動の中心とし、県内消費の拡大を図っています。

この奈良県の知事がどうしてこんなに頑張るのかというと、やはり奈良県民の方々は大阪に買い物に行かれて、県内消費が伸びなくて、他県と比べても地方消費税の税収が余りにも低いということから、この取組をされておられます。

そこでお伺いいたしますが、同じ商品で同じ値段であるならば、県内で買い物をすることのほうが都道府県間で調整している地方消費税分の三重県への配分も増加するというのを御理解いただきながら、地方消費啓発活動を行っていく必要があると考えます。

これは野呂知事のときにも私は提案をしておりますが、鈴木知事は三重県営業本部長として、数値目標を掲げてでもお買い物は県内だという積極的な取組をすべきではないでしょうか。御見解をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 水谷議員のほうからありました県内消費拡大運動でありますけれども、今の社会保障と税の一体改革の中でも現行分の消費税収については、国と地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない、つまり、清算の基準となる小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額は県の地方消費税収入に影響を与えることとなります。

他県において、地方消費税清算の際のシェア拡大を図るための取組がなされており、新潟県、山口県、佐賀県、奈良県、このあたりが取り組んでいると思いますが、三重県におきましても、財政状況が厳しい中、県内で消費が増えることは、税収確保対策につながるだけでなく、商業をはじめとする地域産業振興の観点からも歓迎すべきことであると考えております。

このため、私が先頭に立って県内での消費をPRするとともに、他県の取組も参考にしながら、県ホームページなども活用し、県での消費を促す

ような消費者向けへの啓発に取り組んでいきたいと考えております。

つまり、増税されても、その税金がどこかで使われるんじゃないくて、自分たちの地域で使われて、そして、自分たちの生活や暮らしに返ってくるというようなほうがいいと県民の皆さんも思っただけだと思いますので、そういうPRをしていきたいと思ひます。

あわせて、消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるための各都道府県間の清算基準についても、消費統計の整備とか、あるいは人口配分部分の増加とか、我々に有利な形の、本当の実態に近い形の制度になるように、全国知事会を通して国への申し入れもあわせて行っていきたいと考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 知事、少しお話をお伺いしたいんですけども、先ほど後半にお話しになられた全国知事会の動きなんですけど、この社会保障と税の一体改革の議論というのはまだこれから山場があるというふうに思っておりますので、そのことについての見解を、私は今回、知事にはお伺いしないつもりです。

今、全国知事会で地方消費税分が1%から2.57%まで伸びるということについての議論はどのような雰囲気になされているのかという御紹介だけしてもらえますか。

○知事（鈴木英敬） 全国知事会の状況でありますけれども、全国知事会では地方6団体の一員として、山本議長にも参加していただいております国と地方の協議の場などを通じての協議を重ねてまいりました。

子育てや介護をはじめ、社会保障の多くを担っているのは地方自治体であると、昨年末の国と地方の協議の場において、こうした地方の果たす役割の大きさが一定程度認められ、消費税率を引き上げた場合の配分案に反映されたことから、全国知事会では、この政府案を基本に今後進めていくべきとしたところであります。

しかし、消費税率の引き上げに当たっては、全国知事会として三つの条

件を出させていただいています。一つは、地域経済状況を踏まえた実施時期の判断、それから、消費税の逆進性対策、地域主権改革をはじめとする国の徹底した行政改革を出させていただいておまして、繰り返し、全国知事会をはじめ地方6団体から国へ申し入れを行っているという現状であります。

引き続き全国知事会などを通じて、今回の一体改革が地方における社会保障サービスの実態に十分配慮したものとなるように努めてまいりたいと考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 今日の質問は防災関係を中心にお話をさせていただきました。なるだけ重複のないように、他の議員もたくさん質問をしておられます。会議録を読むと、三重県における防災対策の宝庫だというふうに思います。我々もこの地域の人命、そして財産を守るために頑張りたいというふうに思っておりますので、どうぞ執行部も頑張ってくださいというふうに思います。

終結します。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。32番 服部富男

議員。

〔32番 服部富男議員登壇・拍手〕

○32番（服部富男） 失礼いたします。自民みらい会派、三重郡選出の自民党の服部富男でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

昼からの1番目の質問者ということで、皆さんには目の覚めるような質問を予定しておりますが、どうなるかわかりません。

質問に入る前に知事に少しお話をさせていただき予定でございましたんですが、午前中の1番バッターの久保議員からお話しされておられまして、2番手になるのもちょっと悔しいんですが、させていただきたいと思います。

今年の6月には、知事、鈴木家待望の第1子が誕生をされる予定であるということでございます。美保夫人の御懐妊、まことにおめでとうございます。元気な赤ちゃんの誕生を心からお祈り申し上げます。知事も頑張りましたね。私も質問を頑張ります。知事へのお祝いの言葉を、我が会派、自民みらい会派の二宮金次郎先生、永田正巳議員より、ぜひ知事にこの場で話してほしいとの申し出がございましたので、お祝いをさせていただきました。私も心からうれしく思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質問に入ります。

第1番目の公共建築物の設計・工事監理業務についてでございます。

この質問には、建築設計に対する、私、個人的な思いが入り過ぎる質問になると思いますので、その点、御理解いただきたいと思います。

私は、県議会議員になる前には、皆さん御存じかもわかりませんが、建築の設計事務所をしておりました。現在は設計業務はしていませんし、三重県にも市町にも、指名願は一切出しておりません。この質問は、個人的な利益誘導をするものでは決してございません。

5年前に県議会の場に立たせていただいて、三重県の多くの公共建築物の視察をしたり、見学させていただいて、自分もこのような建物を設計してみたいなという思い、今では私にとって夢に終わると思いますが、自分にも、

建築設計を志した20歳代、そして、公共建築物を設計させていただいたころ、40歳代でございますが、そんな時代もあったことを振り返る毎日でもあります。

今から3年前、県議会政策総務常任委員会委員のとき、三重県伊勢庁舎建築工事の基礎工事、くい工事の変更に伴う問題が出てきました。なぜこのような状況になってしまったのかなど、そして、いろんな問題点が起きてしまったのかなど、まだ疑問も残っておりますし、残念でなりません。

その当時、政策総務常任委員会副委員長として、正副委員長に対し、県土整備部より説明を受けました。私は、伊勢庁舎を設計した設計事務所の責任を追及しました。最終的には県行政にも責任はあるのかもしれませんが、設計担当事務所の建築の計画をされる敷地状況や隣地における調査及び地質調査、どれを見ても調査不足を感じました。きっと、ほかの設計士も私と同じ意見だと考えます。

県議会でも、中西議員もたびたび質疑等をされておられるので、私からはこれ以上、質問はいたしません。平成17年に建築構造の偽装問題、姉歯設計士による重大で最悪な事件が発生をしました。全国の設計士の信頼を失うような事件が起きました。そんな悪評をはね返すべく、設計士全体が信用を取り戻すべく、今まで必死で努力を重ねてきたことも事実であります。

ここで、日本建築学会の建築士などの実態調査結果を申し上げますが、その中でも、一級建築士人数と一級建築士事務所登録数を説明いたします。

全国の一級建築士の登録数は、平成17年度は32万2248名、この平成22年度末の、5年後でございますが、一級建築士は34万3650名でございます。5年間で2万1402名が増えております。ちなみに、私の登録番号は13万4288号でございます。我が会派、中森議員も13万台ということで、私と同時期に合格をされています。もちろん、中森議員のほうが私よりもかなり若いんですが、彼は、やはり非常に優秀な方なんです。

次に、一級建築士事務所登録数ですが、平成17年度には全国で9万2028事業所の登録がありましたが、5年後、平成22年度では、8万4529事業所であ

ります。5年間で7499の事務所が開けております。三重県におきましても、三重県事務所登録なんですけど、一級、二級、全体で、平成23年度1519事務所でありました。これが、4年前には1734社登録されておられました。4年間で215事務所がなくなっています。

このような調査データから見て、設計士は少しずつでも増加しているようでございますが、建築設計事務所は、全国、そして、また三重県でも減少している状況であります。

あらゆる仕事には国家試験制度があります。努力を重ね、自分の夢に向かって進んでいくわけです。建築士の場合も同様でありまして、国家試験に合格をし、建物を設計する、後世に残るような仕事がしたい、こんな思いで独立をし、事務所経営に乗り出していくわけです。

さきに申し上げたように、三重県の設計事務所も年々減少をする。その中には、事務所の所長の高齢化がございます。後継者不足も問題となっております。全国の一級建築士の年齢構成は、20歳代から40歳代が11万5000名、50歳代から60歳代が20万7000名、64%以上が50歳以上になっております。

設計を志す優秀な新卒者を雇用するにしても、ほとんどが大手の設計事務所や大手建設会社へ入社を希望しており、なかなか三重県の事務所に入社希望をする方が少ないと言われております。そんな中で、今現在、三重県の設計事務所で夢を持って頑張っている、働いている若い設計士の方もたくさんおられます。そのような若者たちを育てるためにも、三重県の今まで入札にも参加もできなかった大規模公共建物のプロジェクトにも、設計という仕事で経験を積めるようなチャンスの門を開いていただきたいと思います。

ここで、お尋ねをいたします。

建築物の規模や特殊な技術を要する特殊建築物に対し、大手設計事務所や実績のある事務所以外、入札に参加できなかった設計及び監理業務についても、地元三重県の設計事務所と大手設計事務所での共同企業体、JVでの入札に参加ができるような入札制度の見直しができないものかどうか、御答弁をお願いいたします。

〔廣田 実県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（廣田 実）** 建築工事に係りますJVの導入についての考え方をお答えいたします。

三重県におきましては、建築設計及び工事に係ります監理業務につきましては、県内企業を育成するという観点から県内の建築士事務所に発注することを原則としてまいりましたけれども、大規模、また、難易度が高い建築につきましては、県外の、いわゆる大手建築士事務所に発注をしてまいりました。

なお、平成20年度以降に係ります建築設計業務の発注実績でございますけれども、総数209件でございます、そのうち県外の建築士事務所に発注をいたしました件数は、新県立博物館、また、鳥羽警察署等の4件でございます、全体では、県内の建築士事務所に発注をしております発注率は98%でございます。

なお、建築設計業務は、いわゆる民間発注が中心であるということから、今日の景気低迷によりまして、経営上、非常に厳しいという状況であることから、これを下支えするためにも、県内の建築士事務所への受注機会を増やすということが必要であろうというふうに認識をしております。

御提案いただきました大規模、また、難易度の高い設計に対します、県外建築事務所と県内の建築事務所によりましていわゆるJVにつきましては、修正ありますけれども、他県におきまして採用しておるケースもあるというふうに聞いておりますので、今後、他県におきます状況でありますとか等を含めまして、導入に伴います課題等について研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○**32番（服部富男）** どうもありがとうございました。

平成20年度が209件のうち、大型の特殊な建物が4件ということで、98%が県内の業者の発注をいただいているということでございますし、今後、他

県の状況も取り入れていただいて、しっかりと御検討いただきたいと、このように思いますし、今回、廣田理事におかれましても、3月末で退職をされるということで、本当に私も御指導をいただいて、よくしていただいた方でございますので、これも本当に残念なことでございますが、どうかまた新たな御活躍をいただきますようお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次は、新名神高速道路・国道477号バイパス整備工事に伴う地域安全対策についてでございます。

1項目といたしまして、工事前仮設道路についてでございます。

今、新名神高速道路計画は、現在、東名阪高速道路四日市ジャンクションより亀山西ジャンクションまでの27.8キロについて、中日本高速道路により事業が進められております。全体の約15%程度の工事発注も決定をされ、工事が開始されております。工事完成予定として、四日市ジャンクションから四日市北ジャンクションまでが平成27年度で、四日市北ジャンクション、そして、また、菰野インターを通じて亀山西ジャンクションまでの間が平成30年度の完成予定で進められております。

新名神高速道路計画と同時に、並行して、国道477号バイパス整備工事も平成30年度を完成予定として、新名神菰野インターチェンジに接続される計画で進んでいます。

今さら言うまでもありませんが、新名神高速道路と並び、国道477号バイパス計画は、菰野町にとって最も注目される重要な計画の一つでもあります。観光や生活道路、渋滞解消及び地域経済、産業発展を願う一方で、騒音や環境問題を心配する声もあります。賛否両論があるのも事実であります。

地元菰野町町議会においても、いろいろな角度から検討を重ねられ、菰野町の発展につなげるために、2008年の平成20年から、これまた今から4年前になるんですが、2月4日に、三重県知事、その当時は野呂知事でございますが、並びに三重県議会議長、当時、岩名議長でございます。菰野町町議会

14名の代表の方から要望書が提出されております。第二名神、新名神建設に伴う国道道の整備要望書という表題であります。

この写真がその当時の写真でございます。（パネルを示す）右側が菰野町議会の皆さんで、左側が県の執行部の皆さんでございます。当時の野田部長にこの要望書を提出し、打ち合わせをしておる写真でございます、そのときの要望書提出において、工事用仮設道路計画についても町議会より要望が出されております。

（パネルを示す）この図面は当時の資料ではございません、今現在の中日本高速道路が出している仮設道路計画ですが、この赤い実線部分が中日本高速道路が予定している仮設道路の計画でございます。そして、また、この赤い点線部分なのですが、この部分が、ちょうど4年前の町議会の皆さんの代表者の要望書提出時に議論をされ、町議会より強く要望された仮設道路計画の要望部分であります。

そのときの野田部長の御意見は、町議会の要望に対してかなり前向きな答弁をされておられます。なぜ今、4年前の要望書提出時のことを持ち出すのかと思っておられると思いますが、当時の部長も退職されておられますし、私は部長を責めるわけではございません。そのときの会話、議事録も残されておられません。協議内容を知っているのは、その場に立ち会った方々だけなんです。

協議内容は、工事用トラックや土砂等の運搬車両も工事が始まれば、かなり多くなってくると予想されるために、新名神高速道路と国道477号バイパス工事車両の専用の仮設道路を、今の国道477号から北の方向に仮設道路を計画し、三滝川の河川に仮橋を整備し、そして対岸に渡り、工事現場に車両を乗り入れる。工事完成後は、その仮設工事用道路については、仮橋も含め、菰野町に移管をするといった内容でありました。仮橋についても、将来、町道として使えるような設計仕様にしたいと、非常にすばらしいそのときの野田部長のお話でございました。非常によい答えをいただいて、立ち会った菰野町議会の皆さんも聞かれております。

それ以来、仮設道路計画についても話し合いの協議を持たなかったことにも問題があるのかもしれませんが、4年が過ぎて整備計画がどんどん進むにつれ、その安全対策等に問題があるような町民の方々からの意見が多く、菰野地区区長会でもどんどんとお話が来ております。そして、また、区長会でも協議をされ、このたび、菰野町議会に対し、新名神及び国道477号建設工事の地域安全対策についての請願が菰野地区区長会並びに菰野小学校PTAより提出をされています。町議会での請願書が採択されれば、またすぐに町議会全員の要望書として、三重県及び中日本高速道路に対し、要望書が出されると思っています。

そこでお尋ねをしますが、これら一連の工事用仮設道路計画は、新名神高速道路整備に伴う仮設計画だと県は言われると思います。中日本高速道路の計画であり、仮設道路でもあると考えられておることでしょう。しかし、工事が進んでいけば、工事用車両、そして、また、国道306号を走ることにより、そして、また、国道477号を走ることにより渋滞も起こり、そして、生活道路の安全対策についても、非常に大変な厳しい安全対策をしなければ町民の安全は守られないというような思いで、菰野町の町議会の皆さんもおられるわけでございます。

今、そういった一連のことにに関して、工事用仮設道路を今後どのように考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 新名神高速道路などの工事用の仮設道路の計画についてお答えいたします。

新名神高速道路、施工は中日本高速道路株式会社でやっております。今、ここは現状としては、用地取得、県も加わってやっております、全体で45%、菰野町内で50%まで進んでおります。

また、工事につきましては用地が一定程度まとまった区間から順次着手することとなっております、今年度から、朝明川にかかる橋梁とか、亀山西ジャンクション近くのトンネルとかが着手されております。

また、国道477号ですが、東名阪自動車道の四日市インターから新名神高速道路の菰野インターまで、また、その先、菰野町千草地内の現道にタッチするまで10.6キロで事業をしておるという状況です。

工事用車両の通行でございますが、工事用車両といいますとどうしても大型車になります。基本的に大型車が通行可能な既存の道路を使わせていただいたり、あるいは、用地買収済みの道路の敷地内というか、計画敷地内の通行を基本としておりますが、進入道路がない、あるいは狭い道路しかないという場合には、工事用の仮設道路を中日本高速道路株式会社のほうが整備して通行するというようになっております。

この仮設道路の計画ですが、施工者である中日本高速道路株式会社が主体となって計画を立案いたします。一部の仮設道路については、地元の方々にも調整に入っていると聞いております。また、県としましては、菰野町、あるいは四日市市、あと、関係鈴鹿市等と協力して、この仮設道路の計画について地元の方々との理解が得られるように調整を行っていきたいと思っております。

御指摘の三滝川を渡る橋梁の部分ですが、当時、要望を受けた、当時はまだ具体的な計画の検討まで至っていなかったと思うんですが、可能性について前部長も話したのではないかなと思っております。ただ、仮設道路につきましては、事業者の中日本高速道路株式会社側からすれば、できるだけ安くというか、費用のかからないように、また、地元からすれば、それを永久に残せるような形にならないかということもございまして、先ほど言いましたように、費用の差、仮につくる場合と永久に残す場合との構造の差というか、その費用の差とか、あと、終了後の管理者がどうなるのかとか、そういった面も含めて課題かなと思っております。新たにまるきり新しい道路をつくるというのはなかなか難しい面もあるのかなと思っております。

また、ほかにもいろいろ地域から仮設道路についても要望をいただいておりますので、それらについてもできる限り調整を図っていきたいと思っております。

[32番 服部富男議員登壇]

○32番（服部富男） 御答弁をいただきました。これも私の予想どおりの御答弁をいただいたわけでございます。

私自身、町議会の皆さんに、今回、先走ってこの質問をしたことに本当にまことに申しわけない気持ちでいっぱいでございます。4年前に町議会から出された要望書及びそのときの協議内容は非常に重要なものであり、その重さをしっかりと酌み取っていただいて今後の検討課題としていただくように強く要望させていただいて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次は、同じく菰野町の周辺幹線道路生活道路網の安全対策についてでございます。

先ほど議論をいたしました仮設道路計画とも大いに関連があるのでございますが、さきに説明をした菰野町町議会に対しての請願に記されている項目でもあります。もう一度、パネルで説明をさせていただきます。

（パネルを示す）新名神高速道路の工事が本格的に始まれば、工事用車両が、国道477号と国道306号の交差点にかなりの車両が通過をすることは明らかです。工事用土砂運搬トラックだけでも、この通りなんです、国道477号、そして、また、国道306号、この交差点なんです、工事用車両だけでも1日に800台、資材用運搬車等も含めるとそれ以上の工事用車両数が増えるわけでございます。

工事用土砂運搬車のほとんどが高速道路の盛土に利用される車両ということでございまして、（パネルを示す）この写真は、その国道の交差する交差点の朝7時50分から8時5分までの様子でございます。すぐ近くには、私の母校でもございます菰野小学校があります。毎朝、土曜日、日曜日を除いて、この交差点には300名の児童・生徒が通学をしています。菰野小学校には全校生徒約970名ほど、県下でもマンモス校の一つであります。

（パネルを示す）この写真は、国道306号を横断する朝の登校時間帯、同じ15分間にこの交差点通過車両は現在でも、この方向に、国道306号方向なんです、約350台が実際に通過をいたします。これは、350台というのは、

菰野小学校の諸岡校長先生が計測されたようです。

このような朝の状況に加え、工事用車両もプラスされていけば、児童・生徒に対しての安全が守られていくのかどうか。地域住民の皆さんはもとより、小学校PTAの皆さんも非常に心配をされております。校長先生を通じて、菰野地区区長会への申し入れもございました。問題点の協議をされ、今回の町議会への請願書の中にも強く要望されております。

そこで、お伺いをいたします。

今後、この交差点の車両通行が非常に多くなると予想されることに関しまして、増え続ける一般車両の通行量に対し、この交差点に対する安全対策はどのようにお考えなのか、お聞かせを願います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 新名神高速道路などの工事による工事車両の増大、その安全対策ということでお答えいたします。

こういう高速道路の工事に伴って資材や土砂を運搬する車両は、基本的には既存の国道、県道等の幹線道路を通行することとなっております。中日本高速道路株式会社のほうでは通行経路の選定に当たりまして、住宅地が密集している区間とか、道幅が狭い区間はできる限り通行しないということとしております。こういった工事車両の通行については、地元車両の優先、あるいは住宅地の徐行運転、交差点などの危険箇所における交通誘導員の配置、登校時間における通行制限などの安全対策を実施することとしております。県としましては、こうした安全対策を確実に実施するよう、中日本高速道路株式会社に求めていきたいと思っております。

御指摘の国道306号と国道477号の交差点ですが、これも大変交通量も多く、歩行者等も多いということで、特にこの交差点につきましては、地元の方々としっかり調整すること、そして、また、安全対策について万全を期すよう、しっかり求めていきたいと思っております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○**32番（服部富男）** どうもありがとうございました。

非常に難しい、予算取りも大変な状況でもありますし、ハード面に対して、これもしてほしい、あれもしてほしいという要望は今やらせていただいております。ですが、やはり人命ということ、もちろん津波で亡くなられた非常に悲しい方もたくさんおられるでしょう。ですが、やはり、小学生の子たちがこの交差点を毎日、毎朝、一生懸命通学をする。300名といたしますと、一つの今の小学校の三重県の平均の全校生徒に匹敵するぐらいの数字なんです。その一つの箇所だけに、同じ方向だけに毎日、毎朝300名が通る。これは、雨の日も雪の日もあるでしょう。だから、そういった意味で、ぜひ今後の安全対策に対するきちっとした対応をお願い申し上げたいと思います。

この国道477号、国道306号に続いて、やはり今、滋賀県や岐阜県へ向かうこの国道306号というのは産業道路でもあるわけです。昨年の12月1日に、ちょうどこの国道306号が大型トラックも通れるようなバイパス整備が完成をし、今現在、大型トラックの大型車両が非常に国道306号を通過いたします。そういった意味で、やはりこの国道306号の沿線の菰野地区、そして千草地区、朝上地区の道路安全対策の強化についてもしっかりと対応していただきますよう要望いたしまして、次の質問に入らせていただきたいと思いません。

続きまして、東紀州地域洪水災害復興及び課題についてでございます。

私は北勢の三重郡の選出でございまして、なぜ服部が東紀州を質問するんだというようなことも疑問に思われるかもわかりません。今、ここで、東日本大震災が昨年の3月に起きて、東日本大震災に対するエールを送るのと同じで、私は、北のほうから東紀州に対し、南に対し、エールを送るつもりでこの質問に立たせていただいたわけでございます。桑名市議会の議員、そして、また、町議会、御浜町、紀宝町の町議会の議員たちとも勉強会を何度も開かせていただいて、多くの要望をいただきましたので、東紀州の質問に入らせていただくと、これが一つのことでございます。

今日の午前中にも、東紀州の地元である大久保議員も質問に立たれて、東紀州地域の活性化、そして、また、台風12号による災害復旧について質問を

されておられます。大久保議員とはちょっと質問はダブらないような状況でございまして、1番目の項目として、志原川及び産田川流域整備防災対策について質問をさせていただきます。

(パネルを示す) 今日はこのパネルを、私、18枚用意させていただきました。これは、三重県議会のトップではないらしいんですね。今までのトップは、今の松阪市長の山中議員が県議会をやっておられたときに20枚というのがあったらしいんです。私は18枚でちょっと残念なんですけど、本当は30枚の予定だったんですけど、12枚減りまして18枚にさせていただきました。百聞は一見しかずということでございますので、やはり、パネルを見ていただいて、見るのが一番、百回私のくだらん質問を聞くよりも一回見ていただくほうが一番すばらしいわけなんです。

志原川及び産田川のこの流域の、見ていただいたらわかりますように、これが志原川でございまして、これが産田川でございまして、この志原川の流域が、ちょうど産田川が延長7400メートル、県管理が5225メートルです。そして、また、志原川が6500メートル、これは、県管理区間が3900メートルでございまして。地元の方たちにとっては、この産田川も志原川も本当に身近な川なんですね。この産田川というのは、船釣りをしたり、船で川下りをしたりして、そして、また、志原川も同じような形で楽しんでおられる光景が多く見られます。

この資料は、平成13年の8月から9月の洪水のときの資料をちょっといただきまして、今、お見せするわけでございますが、ここに、右上に山崎運動公園付近というのがございまして、これが今、冠水をして、道路が水浸しになっている状況、これが今の山崎運動公園のすぐ近くの道路なんです。

この山崎運動公園といいますのは、くまのスタジアムがございまして、第22回世界少年野球大会が開催されると予定される部分でございまして。今年7月22日から30日にかけて、ここで少年野球大会が行われます。知事がしっかりとこの東紀州の復興をみんなで頑張って支えようじゃないかというような思いでこの野球大会をされること、実際に時期的にもちょっと厳しい状況

かわかりませんが、天気がよくなることを私は祈っておるところでございます。

産田川のこの流域周辺の地域については、過去30年間で約24回の浸水被害が発生をしております。昨年9月の台風12号の浸水被害も、もちろん皆さん御存じのように発生をしております。

(パネルを示す)これが平成12年ですから、今年の2月22日に私が写真を撮ってきたオレンジロードといいまして、今、浸水をした山崎運動公園の平成13年のときの写真と同じ角度から映したものでございます。県道411号でございます。そして、(パネルを示す)これが山崎運動公園、この写真の左のここのほうが山崎運動公園になりまして、これがくまのスタジアムのところなんです。これがオレンジロードのところでございます。これが横の水路ですね。(パネルを示す)その水路のちょうど前が、これは9月4日でございますので、昨年の9月4日、台風が過ぎたその翌日でございます。前面道路からこのところが約2メートルぐらいの高さを上がったところの場所でございます。

(パネルを示す)これが、熊野市の有馬町という付近でございます。ちょうどこの近くに熊野市の消防署もあるようなところの道路なんです、ここが、平成13年の8月の台風11号でこのラインまで水が来ております。ちょうど土手がございまして、これが産田川になります。ちょうどこの産田川よりもこの道路を写真で見ると、産田川の河川のほうが上がっていることも事実であります。

(パネルを示す)この写真は、ちょうど産田川の上流なんです、このちょうど前に、近畿大学の工業専門学校、近大工専がちょうど前にありまして、今はもう熊野市から名張市のほうへ移っておられますので、だれも生徒さんがいないし、もう廃墟と化しておるような状況でありますし、ちょうどこの前の橋ももう通行できないような状況でございます。

今回の台風12号によりますこの浸水被害については、やはり志原川と産田川の合流する、もちろん志原川の河口になるわけでございますが、やはり河

口の閉塞というものがはんらんにつながっている。台風が来るたびにこの水門を高潮対策によって閉めなきゃいけないと。当然、上流から流れてくる水はプールのようにたまってしまう。そして、また、河川と河床の高さが高い場合は、そこからどんどんどん水があふれ出してきて冠水をする。これは当然のことだと思います。山崎運動公園の周辺の大前池周辺も宅地が冠水をいたしましたし、本当に大変な冠水状態でした。

(パネルを示す) このパネルは、ちょうど産田川と志原川が合流した、志原川の河口の水門のところでございます。

(パネルを示す) これが河口から海のほうへ見た写真でありまして、ちょうど上が国道42号が走っております。この左側が、今ちょうど堤防の復旧工事をどんどん工事の業者がやっておられました。

平成19年に県においても志原川の河口の人工リーフや導流堤を設置していただいて、一定の効果はあったとされますが、今年の台風12号によりまして導流堤は砂に埋まった状態でありまして、復旧も急がれるところでございます。この二つの流域周辺は、先ほどもお話しさせていただいたように、毎年浸水被害に遭っているのが現状でありまして、抜本的な解決をするのであれば、私は志原川や産田川流域の河川や河床の整備、やはり高さが今の海拔からどのぐらいで、この産田川や志原川があるのかどうか。そして、また、国道42号の高さは今もはかってもらってありました。そしてJRの高さ、そして、今も浸水をするような冠水の場所の高さも、やっぱりしっかりと調査をして抜本的な見直しをすべきじゃないかなというふうにも考えております。

この志原川、産田川流域の今後の防災対策につきまして、御答弁をお願いいたします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長(北川貴志) 志原川及び産田川の河川整備についてお答えいたします。

志原川及びその支川である産田川流域は、たびたび浸水被害が発生しております。その主な原因は、台風等による海からの高波の影響によりまして河

口部に砂利が体積する河口閉塞であり、この対策として、河口への砂利の堆積を抑制し、砂利浜の高さを低く抑える必要があります。このため、平成16年の台風16号による浸水被害を契機に、人工リーフと呼ばれる人工の浅瀬と、導流堤と呼ばれる堤防を設置し、一定の効果を得てきました。

また、維持管理として河口にブルドーザー1台を配備し、御浜町の協力により、河口に堆積した砂利の撤去を行ってきました。しかしながら、平成23年には台風6号や台風12号に伴う非常に長時間にわたる高波の影響により河口が閉塞し、流域の広範囲にわたり道路の冠水や家屋の浸水被害が発生しました。この際には、国土交通省のポンプ車、あるいは地元建設業者の配水ポンプ等を導入しまして配水に努め、何とかその河口閉塞を解消したという経緯もございました。

今後の復旧、復興につきましては、河川災害関連事業によりまして、河口閉塞対策として、導流堤の延伸と人工リーフの復旧を実施することとしております。

また、中流域については、河川改修事業により引き続き整備を進めていきたいと思っております。

[32番 服部富男議員登壇]

○32番（服部富男） ありがとうございます。これからもしっかりと対応をしていただきますよう、要望をさせていただきたいと思っております。

ちょっと時間もございませんので、すぐに次の質問に入らせていただきたいと思います。ちょっとはしりまして、ちょっとパネルのほうからもう先にいかせていただきます。

（パネルを示す）これは七里御浜海岸の熊野市のところでございまして、ちょうどここに堤防がございまして。そして、この堤防の護岸のこれはコンクリートです。ここからここまでの間が短く見えますけれども、390メートルでございます。今、ここに国道42号が走っているわけなんです、この390メートルが今も未整備のまま残っておる状況でございます。

ちょっと時間がございませんので、先に写真で紹介させていただきます。

(パネルを示す) これは、御浜町の海岸通り、七里御浜の海岸です。ちょうどここに護岸の整備がございまして、ここもちょっとあいたりなんかしておりますが、ここから、この今の市木川ですか、その河口までの間がまだかなり未整備のままでございます。ちょうどここを走っているのが国道42号。これは、流木はまだこれから、今、きちっと復旧の工事もやっていただくというふうにも思っております。

(パネルを示す) これは、紀宝町のほうの国道42号、そして、ここが流木が堆積をしたところでございます。これは3月23日の工期の最終の完了をもって、今、工事中で、流木の撤去を行ってもらっております。

(パネルを示す) これは、ここにありますのは御浜町の下水処理場なんです。今、ここにここから、尾呂志川ですか、これが流れておりまして、これが河口のところなんです、ちょうどここにもなかなか堤防ありませんし、万が一、津波が来た場合に、浄化センターはどのような状況になるのか、ちょっと心配をされるところでございます。

取り急ぎこういった形でパネルの映写をさせていただいて、吉野熊野国立公園といいますと、どうしても自然を残しながら防災対策を考えていかなければならないところでございまして、まず、人命を一番に考えていただいて、今のこの未整備の状況の堤防につきましても、早急に整備の計画を調査していただきますようお願いをしたいと思います。今後、七里御浜海岸の防潮堤の未整備区間、どのようにお考えになっておられるのか、御答弁をお願いいたします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） では、七里御浜海岸の堤防の整備についてお答えいたします。

熊野市から紀宝町にかけての七里御浜海岸においては、有馬地区海岸など4地区で堤防がない区間がございまして、これらの区間は、以前は現在より浜の幅が広く、また、その高さも高く、防風林もあることなどから、堤防の整備の必要性が比較的低い状況にありました。しかしながら、近年、浜の減少

や背後地の土地利用が進んだことにより、堤防の整備が必要な状況となっております。このため、以前から整備を行ってきており、現在、有馬地区海岸や阿田和地区海岸の約0.6キロメートルで整備を進めております。今後もこの整備を引き続き、順次、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうも、北川部長、ありがとうございます。今日は本当に県土整備部のほうで部長のお出ましをいただいてありがとうございます。北川部長も残念でございますが、今回をもって退職をされるということでございまして、私も来年は質問できないのが残念でございます。急がなければ時間がございません。

それでは、写真を一生懸命撮ってきましたので、パネルの紹介からさせていただきます。

（パネルを示す）農耕地の災害地の復旧と獣害対策についてでございますが、ここが国営パイロット事業、農業区画事業ですか、その事業でやられたミカン畑でございます。ここにネットフェンスがだーっとございまして、これが獣害対策の、囲ってございまして、すばらしいネットフェンス、これは皆さん御存じのように材料支給で、皆さんが、この園の持ち主たちがやられたフェンスでございます。

（パネルを示す）これが、台風12号で、このパイロット事業の、国営事業ののり面が崩壊をした場所でございます。こののり面のところが土地改良区の所有になっております。そして、この上が個人の農園の方の所有です。これが災害が起きますと、どのような配分でこののり面を保護するのか、直していくのかと非常に難しい問題もございまして、御浜町の今の国営パイロット事業、今、ミカンの農園の方は、ミカンのブランド化、（チラシを示す）温州ミカンのブランドをしっかりとPRもしておられますし、頑張っておられる中でこのような災害が出てきた。やはりこれからも、これは私も常任委員会の副委員長をしておりますので、直接は御答弁いただくことは求めませ

んが、やはりこの今困っておる状況の中で、県は国と市町に対して連携のパイプ役になっていただいて、連携もしっかりと密にとっていただいて、しっかりとその畑を守っておられるこの農業者に対しましても、少しでも手厚い支援ができるような連携をしていただきたい、このように要望をいたしまして終わらせていただこうと思うんです。最後に、ちょっと知事にも申し入れをしてございます、今日私が質問をさせていただいた数々のことに関しましても、知事の御所見をお伺いしたいと思います。総括でお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東紀州地域の洪水災害からの復興について、服部議員から御指摘がありました。

私も午前中の大久保議員の御質問に対してお答えをいたしましたけれども、しっかりと取り組んでいきたいということと、主に、服部議員がおっしゃっていただいた治山治水、海岸保全、この点につきましては、河川・海岸堤防や砂防施設の整備などのハード対策に着実に取り組み、あわせて、堆積土砂の撤去などの適切な維持管理、それから、被害軽減に向けた市町、住民への的確な水防情報の提供など、警戒避難に資するソフト対策を推進していきたいと思いますが、このようなハードだけでもなく、ハードとソフトを総合的にしっかりとあわせた形で取り組んでいきたいというふうに思います。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。

ちょっと急ぎ足で走ってしまいまして、知事の総括ももう少し長くお話をいただけるのかなと予想はしておりましたんですが、ここで南紀のミカンの宣伝をさせていただきたいと思います。

（チラシを示す）どうかこの、私も向こうで買ってきまして、本当においしいミカンをいただいて、この質問書をつくっておりました。皆さんもこれから答弁書をつくるときにミカンを食べてやられるとしっかりとした答弁書ができるかわかりません。本当にこの震災の厳しい状況を、私も東紀州の現場を見させていただきまして、大久保議員もおっしゃって見えましたが、や

やはり東日本大震災も震災である、もちろん大きな震災ですが、この東紀州にも2名の方が亡くなられ、そして、また、1名の方のまだ行方も知れない状況でもございます。人の命の1人、2人、何万人も変わらない、やはり私はそのような政策がこれからも県の行政にとっても必要なんじゃないかなというふうにも思っております。

1人の命も1万人の命もみんな同じなんです。そういった意味で、私はこれから鈴木知事に求めるのは、小さく産んで大きく育てようという今の予算。今、知事がお父さんになられようとするときに考えられたことかもわかりません。だけど、本来、そういうのが本当だと思えます。非常にいいときばかりじゃありません。やはり、厳しいからこそまた新たな方向性も見出せる、このようにも思いますし、人の命を大事に、幸福実感ナンバーワンを目指す鈴木県政がしっかりと歩いていっていただくように、進んでいただくように、私たちもしっかりと切磋琢磨させていただいて、努力をさせていただきたい、このように思います。

まだ時間が少し残っておりますが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 26番 後藤健一議員。

〔26番 後藤健一議員登壇・拍手〕

○26番（後藤健一） 松阪市選出、新政みえの後藤健一でございます。

今回、2期目初めての一般質問の場を与えていただきまして、知事の基本的な考え方について、何点か質問をさせていただこうというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、順次質問をいたします。

まず、最初の質問でございます。知事の政策集からということで、日本一、そして、目指すリーダー像についてであります。

昨年4月、この政策集を掲げられて県民の審判を受けられ、見事当選をされまして、10カ月余りが過ぎようとしております。この政策集についてはそろそろしまってはというような御意見もございましたが、しまう前に質問させていただこうと、そして、また、しまうのであれば総括をしっかりとしてい

ただきたいなというふうにも思うところでございます。県民の前にはっきりさせたほうがいいのかという点について、見解を聞かせていただこうというふうに思うわけでございます。

まず、マニフェストと言わずに政策集と知事は言われるわけでございますけれども、確かにこの政策集、「未来展望みえの会の政策集」と表紙にも書いてあるわけでございます。マニフェストといいますと、目標数値だとか達成期限、財源、工程などが具体的に示されたものということでございますけれども、あえて政策集と言われているわけでございますけれども、やはりマニフェストとしては未完成だということなんでしょうか。何かそこに知事の意図があるのかどうか、聞かせていただきたいと思えます。

知事は新年のあいさつの中で、幸福実感日本一を目指す、今年は日本一元年というふうに言われているわけでございます。私は、この日本一という表現といいますか、この言葉が少し気になるわけでございます。よくわかりにくいと言ったほうがいいのかもかもしれません。この言葉がこの政策集の中にもたくさん出てきます。日本一という表現が知事は好きなのかなとも想像したくなるわけでございます。数えてみますと十五、六カ所だと思います。

まず、目指すリーダー像、日本一現場に飛び込むリーダーに始まりまして、すべて日本一という言葉がつきます。そして、県民幸福実感度日本一、これもたびたび登場してきます。これ以外にも、AED普及率日本一、健康づくり日本一計画（仮称）、日本一中小企業が元気な県、おもてなし日本一の県民、県民力日本一の三重、「協想」日本一の三重県と続きます。

この4月から総合計画もスタートします。今、県民力で目指す幸福実感日本一に向けて、2012年度予算、平成24年度の予算が議論されているところでございます。

そこで、この日本一の持つ意味をはっきりさせておくことが大事なのではないかなというふうに思うわけでございます。

文字どおり、日本一は日本の中で一番ということだと私も理解をしております。単なる修飾語、まくら言葉として使われたのか。はたまた、中国唐代

の詩人、李白の「白髮三千丈」のような誇張した表現としてなのか。このような表現を好まれる首長の方はほかにもみえますが、日本一を4年間で実現するという約束として用いられたのか。日本一があれば、日本で2番、3番と順位があるはずでございます。順位を示すために使われたのか。何のためにどういう意味で使われたのか、この表現について、知事の見解を聞かせていただきたいと思います。

次に、日本一がどういう状態をあらわすものなのか、具体的にお示し、御説明をいただきたいと思います。日本一が目的でなく、日本一にするための過程こそ目的だと言われるかもしれません。AEDの普及率、これは数字で出てきますからはっきりしていると思います。政策集には、先ほど申し上げました県民幸福実感度日本一、それはどういう状態を指すのか。そして、また、それは何をもって評価し、はかろうとするのか。また、日本一の県、日本二の県の違いはどこにあるのか。政策集にも、多くの県民が日本一だと実感する、185万県民が自ら求める幸せをというような表現もございます。そのあたり、ぜひ知事の御所見を聞かせていただこうというふうに思います。

そして、先ほど申し上げました健康づくり、あるいは日本一中小企業が元氣な県、おもてなし日本一、県民力日本一、「協想」日本一等々について、知事の御見解を県民の前に明らかにしていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） なぜマニフェストと呼ばずに政策集なのかということですが、選挙のときに聞いていただければよかったんですけども、そもそも選挙においてマニフェストと呼ぶか呼ばないかというのは候補者の自由だと思いますが、同時期に当選された知事でも、例えば宮崎県の河野知事は政策提案というふうに言っていますので自由じゃないかなと思います、私が政策集というふうな名前を名づけた思いは、立候補を表明したときに、その政策の方向性というのは出しましたけれども、その後、政策集発表まで1カ月間、県内を回りまして、現場で見聞きしたことを自ら考えて書き入れました。私としては、政局的な構図で選挙を行うんじゃないかとやはり政策を

中心に有権者に御判断をいただきたいと、そういう思いで、マニフェストという名前にするか政策集という名前にするかという二者択一は全く考えず、政策について御議論いただきたいということで政策集としたということであります。

続きまして、日本一ということでありますけれども、私が知事選挙の際に作成いたしました政策集における幾つかの日本一と称したものについてであります。これは二つあると思いますが、一つは、客観的な数値によって日本一となろうとするもの、あるいは、二つ目は、ほかと比較というよりは、そういう日本一を目指して取り組んでいくんだという私の意気込みや姿勢、そういうものを示すための表現として用いているものの両方がございます。

以上です。

[26番 後藤健一議員登壇]

○26番（後藤健一） 簡潔な答弁で、ほとんど私が意図する質問に答えていただけないということだったのかなというふうに思います。少し残念であります。

この日本一という表現、まさに知事の客観的な数値と、日本一への意気込みと。意気込みの部分は私も十分理解させていただきます。

二つ目に移らせていただくわけでございます。二つ目、知事の政策集、これも日本一がついておりますけれども、目指すリーダー像の中の、6カ条ございますけれども、4番目でございます。知事はもちろんわかってみえると思います。日本一県民に近いリーダーと書かれておまして、まず、その日本一県民に近いリーダーについて、知事の見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） 政策集にあります日本一県民に近いリーダーということでございますが、私は三つの意味を込めています。

一つは、県民の皆様から身近な存在というふうに感じていただけるようなリーダーになりたいと。その身近な存在というのは、自分たちの声が届く存在なんだと、そういうふうに感じていただける存在ということが一つ目。

二つ目は、実際に顔を合わす機会が多いという、具体的に会う機会ということであります。

3番目は、目線、あるいは生活実感、そういうものが県民の皆さんと近い、そういうような意味を込めて日本一県民に近いリーダーという意気込みを書かせていただきました。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 県民に一番近いということについて聞かせていただいたわけですが、身近な存在、顔を合わす機会、あるいは目線というような三つの御答弁をいただきました。

実は、なぜこういう質問をさせていただいたかといいますと、実はこういうことがございます。知事、これは御存じですかね。（現物を示す）こういうものです。

〔「赤福」と呼ぶ者あり〕

実は、後ろから赤福という声も聞こえましたんですが、私は松阪なんですけれども、これは、赤福を買いますと必ず中に入っておりますしおりでございます。伊勢だよりというものでございますけれども、三重県内の行事、あるいは名所旧跡等が、先ほど示しましたようにカラー印刷、そして、裏には解説ということでございます。赤福については、私も会派で県外へお邪魔したときにあいさつの中でも触れられることが多いんですが、この伊勢だよりについてはどなたも触れていただくことはございません。

これは私も知らなかったんですけれども、毎日毎日、365日変わるということございまして、たまたま二、三回同じのが出てくるということでございますけれども、それを集めたものがこのファイルでございまして、実は、これを知事にぜひ手渡したいということで、過日会わせていただいて、お昼に10分ぐらいだったと思いますけれども、本当に気さくに会っていただきました。

この事前調整をお願いしているときに、知事室の方から大変、知事は忙しい、スケジュールが詰まっている、それは当然だろうというふうに思うわけ

でございますが、それに5分か10分でいいので何とかなりませんかねという話をしていたときに、実は、まさかというんですけれども、こういう言葉が返ってきましたので、今、質問をさせていただいたわけでございます。

知事室の方から、その知事に会いたいという方は知事の支持者ですか、どうですかということだったんです。私は思わず、もうよろしいですと電話を切ってしまいました。支持者だったら会いますとか会わないとか、そんなことだったんでしょうかということなんです。

後日、もちろん電話がかかってきて、日程を調節していただいて、会うことができたわけですが、私はその方が知事の支持者かどうかもちろん知りませんし、確認する気もありませんが、知事は選挙が終わったらノーサイドとも御自身が言われていたと思います。そういう言葉が知事室のほうから出てきて残念でなりません。知事がそんなことで県民に対して差をつけるようにと指示をしてみえるとは考えられません。知事室が知事の気持ちを酌んでのことなのでしょうか。もしそうだとしたら、それはそれでまた別の問題だと思います。

その言葉を聞いて、私は本当に県民に近いリーダーというのが空疎に聞こえてしまったわけですが、このことについて、何か知事、コメントがございましたらお願いします。

○知事（鈴木英敬）　そういう支持をいただいたか支持をいただいていないかということで面会するしないを区別しているということは一切ありません。実際に、じゃ、私がこれまで就任してからお会いした方々の全員のお名前を見ていただいて、その方々に1票入れていただいたかどうか確認していただいても結構です。全くそういうことはありませんので、誤解を招くようなことは大変心外であります。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一）　そういうことなんだろうというふうに思います。ただ、私は事実を申し上げているだけでございます。

実は、その方は伊勢音頭の保存なんか大変熱心な方でございますけれど

も、知事にぜひこういうふう伝えてほしいということですので申し添えるわけです。知事、ことしはうるう年でございまして、2月29日、これは4年に1回ということでございますので、ぜひ赤福を2個買っていただきまして、表と裏でございまして、伊勢だよりをファイルに追加していただきたいということですので、申し添えさせていただきます。

それでは、次の項目の質問をさせていただきます。

だれもが平和に暮らせる社会の実現に向けてということで、平和について、特に平和であるということについて、知事の基本認識を聞かせていただきたいと思います。

実は、4年前の一般質問でも平和について聞かせていただきました。もちろん、当時、野呂知事でございます。県民しあわせプランの中に「平和」という言葉が出てくるのかなど。これは出てきませんでした。安心・安全ばかりでございました。鈴木知事のみえ県民ビジョンではどうだろうと探してみましたが、これは予想どおりでございます。

事平和に関しましては、1997年、平成9年10月13日、三重県議会として非核平和県宣言に関する決議をしております。今回も少し紹介をさせていただきますと思います。

「人類共通の願いである世界恒久平和は、三重県民すべての願いでもある」から始まりまして、「領土侵犯、局地戦争、紛争、核物質の不法投棄など、人々の生活を脅かすすべての行為の絶滅を求め、自らもそのために努力することを表明する」と高らかにうたい上げています。知事も御存じだと思います。

そこで、知事にお尋ねするわけでございますけれども、今のこの世界、あるいは日本、三重県は、本当に平和と言えるのでしょうか。平和であるということについて、知事の見解を聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 平和についての御質問でございます。

私は、平和というのは、戦争や社会的な混乱などがなく、社会の秩序が穏

やかに保たれているような状態であると考えております。

さきの大戦の終戦から今年で67年を迎えることとなります。現在の我が国の平和と繁栄が、戦争によって命を落とされた方々の尊い犠牲と、戦後の国民の皆さんの多大な努力の上に築かれていることを決して忘れてはなりません。

また、我が国は唯一の戦争被爆国です。核兵器の惨禍が二度と繰り返されることのないよう、我が国には世界で果たすべき大切な役割があると認識しています。こうしたことから、さきの大戦の悲惨な実態とその教訓を風化させることなく、将来の世代に語り継いでいくことが、今を生きる私たちの使命だと考えております。

私たち日本人は、精神性、あるいは被爆の経験、そういうもののみならず、技術、あるいは統治機構に関するルール、教育手法など、様々な面において世界平和に果たせる役割や具体的な方法を持っていると思います。そういう思いをしっかりと一人ひとりが共有していけるような努力が必要だと思います。

実は、私は誕生日が8月15日であります。自分の誕生日になりますと毎年、さきの大戦の様子が、テレビや新聞、いろんなところで報道され、自分はこういうことをしっかり忘れてはならない、そして伝えていかなければならない、そういう使命にあるのかなというふうに思いながら勉強も進めてきているところであります。実際に、広島、長崎の平和資料館をはじめ、沖縄ひめゆりの塔、千鳥ヶ淵、ベトナムの戦争博物館、あるいはソウルの五四運動の日本のプリズン、あるいは硫黄島、サイパンのバンザイクリフ、こういうところにも自ら足を運んで行き来してきたところであります。また、遺族会の方々などともおつき合いをさせていただいて、いろんな思いをお聞かせいただいているところであります。

そういう思いで私は平和について認識を持っているところでありますが、現在の三重県は、そういう戦争や社会的な混乱などがなく、社会の秩序が穏やかに保たれているような状態ということで言えば、現在、平和であるとい

うふうに思っておりますし、先ほど議員のほうから御指摘のありました今回の行動計画の中に平和というものがないということについては、行政の計画の中に盛り込んでやっていくという性質のものなのか。もちろん、行政に一定の役割はあります。啓発をするとか、いろいろ後世に伝えていくとか、そういう大切な役割はありますけれども、そういう計画にわざわざ盛り込んでというよりは、人として当然のこと、そして、それをみんなで感じながら進めていくべきこと、そういうふう認識をしております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 平和についてどのように基本的にとらえてみえるかというところで聞かせていただいて、戦争のない状態、社会的混乱がない、社会的秩序が穏やかな状態で保たれていると、そういう意味で三重県は平和であるということだったというふうに思います。

今日、平和についてのとらえ方が、知事がおっしゃいましたように、戦争のない状態というとらえ方から暴力のない状態という多様なとらえ方に変ってきております。

昨年、私は松阪九条の会が主催しました安斎育郎さんの講演を聞く機会がございました。大変いいお話で、私も感銘を受けた1人であります。平和イコール暴力のない状態というふうにとらえてみえます。では、暴力とは一体何かということがございます。先生の話を少し紹介させていただきたいと思っております。

暴力は三つに分けることができると。直接的暴力、まさにこれは、戦争、いじめ、殺人。構造的暴力、ここが多様なとらえ方かなというふうに思うわけがございますけれども、飢え、貧困、人権抑圧、環境破壊、教育や医療のおくれ、これも暴力だというとらえ方でございます。そして、文化的暴力、これは、先ほどの直接的暴力、構造的暴力を助長する文化というとらえ方でございます。安全・安心な社会の大前提としての平和である、これは言うまでもないことがございますけれども、それは、単に戦争のない状態だけではない、すべての暴力のない状態をつくり出すことであります。それが実現す

るかどうか、実現できるかどうか、やはり政治が大きく左右すると私は思うわけでございます。

次に、これまで、そしてこれからの平和施策ということで、県が取り組んでいる部分について少し聞かせていただこうと思っています。

平和について県が取り組んでいること、4年前と余り変わっていないというふうに思います。知事のほうから、行政として位置づけるのかどうかもとというようなお話もございました。今、県の施策には何ら位置づけはございません。予算の項目すらありません。県の平和啓発のホームページにはこのように書かれております。安全で安心して暮らすことのできる三重を実現し、日本一、幸福が実感できる、ここでも出てきておりますけれども、三重としていくためには、戦争のない平和な社会であることが大前提となります。さらに、県民の皆さんとともに、平和に対する認識と理解がさらに深まるよう取組を行っていきたいというものでございます。

昨年、どのようなことを県がやってみえたかということなんですけれども、平和に関するパネル展3カ所、熊野市、県民ホール、アスト津、そして、市町へのパネル、CDの貸し出し、それが2市1町です。それとこのホームページです。これが平和に対する認識と理解がさらに深まる取組なのかと考えてしまうわけでございます。そして、平和に対する認識と理解がさらに深まる、本当にこれでいいのでしょうか。もっと積極的に様々な事業に県行政として取り組んでいく必要はないのでしょうか。

先日、各市町の平和政策取組調査結果なる一覧表を見せていただきました。2008年度、平成20年度の調査で、その後はしていないということでございますけれども、それによりますと、何らかの取組が各市町、3市町を除いてなされています。平和を考える市民のつどい、特別講演会、シベリア抑留の話を知ろう、と様々でございます。県当局がこういった各市町の取組を調査されたわけでございます。県当局はこの調査から何を学ばれたのか、どういう意図を持って調査されたのか、聞いてみたいと思います。県民の皆様とともに平和に対する認識と理解がさらに深まるような取組をすると、それが県の

役割と考えるのであれば、市町への助言と、何もなされていない市町もあるわけでございます。私は、各市町の取組をつなぐ役割や交流の場を設定するなど、県がリードする役割を果たすべきだと考えております。当局の考えをお聞かせください。

〔小林清人政策部長登壇〕

○政策部長（小林清人） 平和に関する県の取組についてお答えさせていただきます。

おっしゃるように今年度は、パネル展、それから、パネルを使った戦争体験朗読CDの貸し出し、そういうものやってきました。あとは、これは昨年度からやっているんですが、ホームページ上に「三重県戦争資料館」というのを開設し、その更新のような形やってきました。そのほかには、毎年、三重県戦没者追悼式典を県の主催で取り扱う、そして、戦争で亡くなられた方を追悼するとともに、平和の誓いを立てているところです。

また、県内の各学校につきましては、社会科や総合的な学習の時間等におきまして、戦争を体験された地域の方から話を聞くなどの平和に関する教育の取組が行われているところでございます。

今後の取組でございますが、認識としてはやはり、県民の皆さんの幸福実感を高めていくためには、戦争のない平和な社会であること、こういうことが大前提であるという形で認識しております。平和に関する取組を継続し、その県民の皆さんの平和への意識と理解がさらに深まるように、これは前にも答弁させていただいたんですが、例えば市町と連携をするというときには、今度できる新県立博物館などの機能も活用しながら、そういう形で県としての役割、連携も含めて果たしていきたい、そんなふうに考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 三重県においては、県は先ほど申し上げました、それ以外にも29市町すべてにおいて非核平和自治体宣言がなされています。そういった非核平和自治体宣言、県もそうですけれども、本当に看板だけにならない

いように、しっかり中身もお願いしたい。先ほどの答弁では、さらに市町とも連携をという答えもいただきまして、期待もしたいと思います。

私は今回、先ほど安齋さんの講演を聞いたわけですが、その安齋先生が名誉館長をされております立命館大学国際平和ミュージアム、これに行ってきました。世界には150カ所を超える平和博物館、知事もいろんなそういったところへも出向かれているようでございますけれども、大学でこういった施設を持っているのは唯一だそうでございまして、二度とペンを銃に持ちかえないという強い決意が伝わってまいりました。内容も充実しております。

1999年5月のハーグ世界市民平和会議、公正な世界秩序のための10の基本原則、21世紀の平和と正義のためのハーグアジェンダも紹介されていまして。そこには、平和教育は世界のあらゆる学校で必修科目とすべきと書かれております。何よりも平和をつくる主体は私たちだということを強く訴えかけています。知事はまだであればぜひごらんになっていただきたいと思いますが、ほかの議員の皆さんもぜひ一度行っていただきたいと思います。

大阪には、国際平和センター、ピースおおさかがございます。三重県内にはもちろん、そういった施設はございません。私は、今度できる新県立博物館での、せめて特別展、県内の平和に関する資料を一堂に展示していただき、子どもたちはもちろん、県民の皆さんが平和について考え、学ぶ場をぜひ企画していただきたいと思います。要望しておきたいと思います。

次に、環境破壊ということについて質問をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、平和であるということについて、このことはまだまだ戦争のない状態という一元的なとらえ方をすることが多いわけでございます。しかし、今日では、暴力のない状態こそ平和だというとらえ方に変ってきています。その暴力の中に環境破壊というものがあり、その最たるものの一つが原子力だと思えます。

昨年は3・11の大地震、大津波、そして原発事故でございました。放射能の汚染によって、今も十数万人の方々が住みなれたふるさとに帰れないとい

う状況になっております。

セシウム137の半減期は30年です。大変長い。いつ戻れるともわからない状況です。その福島第一原発の事故以来、原子力関連の記事が載らない日はないと言っても過言ではないと思います。

過日もこんな記事が載っておりました。尾関修さんの「シューマッハー経済学の再考」というタイトルでございました。これだけなら私も見過ごしていたかと思えますけれども、「原子力は暴力的な技術」というタイトルが目がとまりました。少し紹介します。

環境問題や資源問題を論じる中で、技術を暴力的で生命を脅かすものと非暴力的で生命を支えるものに識別する。放射性廃棄物の処理や原子力発電の廃炉の解体など、解決不能な環境問題を抱える原子力は暴力的な技術である。また、これから、石油、石炭、天然ガス、原子力といったハードエネルギーから、太陽光、太陽熱、小型水力、風力、波力、バイオマス、地熱といった、小型、分散型、地域的な非暴力的、再生可能なソフトエネルギーに、日本でも長期的に置きかえることが可能だという内容だったと思います。こういう考え方は、未来を担う子どもたちのためにも、私は間違っていないというふうに確信するものです。

三重県では、ちょうど12年前、2000年の2月22日、当時、北川知事でございますけれども、芦浜原子力発電所計画について、電源開発4原則3条件の中の地域住民の同意と協力が得られることにかんがみ白紙に戻され、37年間に及ぶ芦浜原発問題に終止符が打たれたわけです。

今の福島第一原発事故以来、原子力の持つ暴力性、三重県にも日々伝わってくるわけでございますけれども、改めて知事にお伺いしたいと思います。原子力発電に対する考え方、そして、また、福島第一原発事故に対する見解、そして、さらには三重県内における原子力発電の立地についても知事の見解を明らかにしていただきたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 原子力発電に対する考え方についての御質問に答弁をさ

せていただきます。

原子力発電はこれまで、国のエネルギー政策に沿って進められ、現在、日本には54基の原子力発電所が設置されています。しかしながら、福島第一原子力発電所事故への対応が今も続けられている中で国民の不安も高まっていることから、浜岡原子力発電所をはじめとして、多くの原子力発電所が停止の状態となっております。

こういった状況の中で、県内への新たな原子力発電所の立地については議論の余地がなく、全国的にも新規立地は極めて困難と考えます。また、将来的に日本全体のエネルギー構成における原子力発電の比率を下げていくべきであると考えております。その過程においては、エネルギーは国民生活や産業経済活動を支える根幹的な基盤であることから、これらへの影響を十分に見きわめながら、支障が生じないよう取り組んでいく必要があると考えております。

あわせて、現在停止中の原子力発電所の再稼働についても少し申し上げたいと思いますが、東日本大震災以降、定期点検で停止した原子力発電所が再稼働できない中、現在、日本で稼働している原子力発電所は54基のうち2基、北海道の泊原子力発電所3号機と、新潟の柏崎刈羽原子力発電所第6号機だけという状況となっております。

安全性の確認について、政府は、1、耐震性に余裕があるかないかを判断する一次評価、ストレステストを電力会社が行う、2、その結果について、経済産業省原子力安全・保安院が確認する、3、原子力安全委員会がその妥当性を確認するとしています。原子力発電所の再稼働については、単にこういうストレステストをやりました、確認しましたというだけでは難しいと思います。様々な法律上、制度上の条件整備が整ったということよりも、多くの国民や周辺住民の方に納得をいただけるかどうかということが重要だと思います。今回の事故の検証や、国民の感情及び地元自治体の意向など、十分に酌み取って、極めて慎重に判断されるべきものと考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 原子力発電所については大変な状況になっております。

県内については議論の余地はないということをはっきりおっしゃっていただきました。再稼働についても、私もちょっと聞こうと思っておったんですけども、知事のほうから答えていただきました。単にストレステストだけではなくということでございます。

この原子力発電所の問題でございますけれども、54分の2、実はこの2基についても、この3月、あるいは4月に定期点検に入るということで、54分の54、すべてとまってしまうという状況も予想されているところでございます。そして、私は、核燃料そのものは、稼働する、稼働していないについて、自ら放射線を出して熱を出すわけでございます。ですから、使用済み核燃料自体も熱を出し続けます。したがって、冷やし続けなければならないというのが現実でございます、そのことをしっかり私どもも理解していないといけないというふうに思っているところでございます。

先ほど、原子力、また、原子力の持つ暴力性について指摘をさせていただいたわけでございます。次の質問に移らせていただくわけですが、原子力発電事故の暴力性についても少し指摘をさせていただきたいと思っております。そして、また、危機管理についても質問させていただきたいと思っております。

実は、2月12日のニュースでございますけれども、福島第一原子力発電所の事故で深刻な事態に陥ったときに、首都圏を含む住民の避難が必要との報告を受けながら政府がもみ消したというようなことでございました。実は、半径170キロの範囲では強制的に、250キロまでは任意の移転ということだったようでございます。津市でございますけれども、最も近い大飯原子力発電所までは直線にして約119キロメートル、ちなみに浜岡原子力発電所発までは151キロメートルであります。大飯原子力発電所から170キロとなりますと、三重県のほぼ全域が入ってしまうと。

県は、防災対策の重要課題、災害減災プロジェクト135億5000万円、これは、東海・東南海・南海地震のマグニチュード8.0を超える三連動地震、大津波等への対応ということでございますけれども、若狭湾では過去、津波の

記録もありますし、福井県内には活断層も走っております。このような状況の中で、不測の事態を想定した備えができていますのかどうかということでございます。

滋賀県では既に、地域防災対策の中にそういった原子力災害についても対応しているようでございます。2月14日には、浜岡原子力発電所のそういった放射性物質のシミュレーションの結果も公表されております。新聞の記事によりますと、福井県の原子力発電所から風船を飛ばしてどっちの方向に飛んでいくんだというようなニュースも流れる、今度されるようでございますけれども、出ております。

危機管理は、地震、津波、そして風水害、また感染症対策ということで、それだけでいいのでしょうか。原発事故に対しても私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。県民の多くも不安を抱いていると思います。原発事故に対する危機管理の現状と課題について明らかにしていただきたいと思っております。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（大林 清） 原子力の事故の場合の本県のどういうふうに取り組んでいくのかという御質問でございます。

まず、国の動向でございます。国のほうでは現在、原子力防災指針の見直しを進めていただいております。原子力安全委員会の作業部会において、これは昨年11月になりますけれども、原子力発電所につきましては、従来の緊急時の計画区域、EPZ 8キロから10キロ程度ということですが、変えて、緊急時防護措置を準備する区域、これは、避難でありますとか、屋内避難などを準備する区域でございますけれども、これにつきまして、原発からおおむね半径30キロ圏を設定することが必要との考え方が示されております。

そして、また、今年の1月ですけれども、国は、地域防災計画原子力災害対策編の策定に向けたガイドラインを示しております。この中でもこの30キロ圏については地域防災計画を定めることが必要との認識が示されておる状況でございます。

三重県の場合は、日本海側の原子力発電所からは県境で約70キロ、そして、また、静岡の浜岡原子力発電所からは県境で約100キロという状況でございます。現在、国が検討を進めております緊急時防護措置を準備する区域の対象範囲外となっておりますのが現状でございます。しかしながら、今後とも国の動向をしっかりと注意して、危機管理の観点からどういう対応をしていくのか、やはり原子力災害となると国の考え方が非常に重要になるかなというふうにも思っておりますので、その動向をしっかりと見きわめていきたいというふうに思っております。

それと、やはり緊急時は連絡網が大事だというふうに考えておりました。県といたしましては、昨年11月に中部電力株式会社との間で、原子力発電所の異常を県がいち早く察知、知るための連絡体制について定めた覚書を交換したところでございまして、現在、関西電力株式会社との間でも同様の連絡体制を構築しておりますけれども、さらに文書交換に向け、協議も進めておるところでございます。今後とも、そうした事業者との連絡体制も緊密にして、しっかりとその情報を市町のほうにもお渡しすると、そういったことをしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 国に準じてという、ガイドラインに準じてということで、30キロというのが出ているのでということでございますが、やはり最悪の事態を想定して怠りなくというふうに要望させていただきたいというふうに思います。

過日、福島市、相馬市へ、私ども、調査に出かけました。市役所の玄関にはシーベルトという単位の電光掲示板がございました。シーベルトというのは、放射線の被曝線量の単位です。ベクレルというのは、放射能の単位です。一度に7シーベルト被曝すると全員が死亡するというふうに言われておりますし、100ミリシーベルトでがんによる死亡率が0.5%上がるというふうに言われております。

そういった状況の中で、三重県下でもそういう被曝線量の数値について測定等なされていると思いますけれども、さらに県民の安心・安全につなげていくためには、測定機器とか測定点等を増やすとか、そういう対策を進めていただいていることと思いますが、何かそういうことについて答弁がございましたら、当局、お願いしたいと思います。

○健康福祉部長（山口和夫） 日本におけます環境放射能調査につきましては、昭和61年のチェルノブイリ原子力発電所事故を契機にいたしまして、全国的に実施されるようになっております。三重県におきましては昭和63年度から、文部科学省の委託を受けまして、環境放射能水準調査事業を実施しております。

大気環境中の放射線量は、四日市市にごございます県保健環境研究所に、モニタリングポスト、測定器を設置いたしまして、24時間連続測定いたしまして、1カ月単位の最大値、最小値及び平均値を年報として公表してきたところでございます。

今回の福島第一原子力発電所事故後につきましては、文部科学省の指示を受けまして、1時間単位の大気環境中の放射線量を毎日ホームページで公表しているところでございます。これまで、事故前の過去のデータと比べまして大きな変動はございません。

また、文部科学省から各都道府県に対しまして、より多数の地点での放射線量を測定するよう依頼がございまして、本県におきましても平成23年6月に、県内10市におきまして各市1カ所ずつ、シンチレーションサーベイメーター、可搬型の測定器でございまして、これを用いまして、地上1メートルの高さでの放射線量測定を行いました。が、いずれの地域でも異常な値は計測されておりません。

文部科学省におきましては、放射線モニタリングの強化を図るため、平成23年度第2次補正予算で新たに全国に250基のモニタリングポストを配置するというところで、三重県には3基が割り当てられました。このため、県では、国が示します配置基準に基づきまして、県内で地域等の偏りが無いよう、伊

勢市、尾鷲市、伊賀市内の県施設への設置に向けた作業を進めているところでございます。

平成24年度からは、現在の四日市市の県保健環境研究所にありますモニタリングポストと合わせまして、合計4基で放射線量の測定を行っていくこととしております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 3カ所増やしていただくということでございます。

新聞で、明和町が測定器を購入する、保育所、幼稚園、小学校、中学校へ貸し出して測定していただくという記事が載っておりました。また、このあたりについては、教育委員会のお考えも後日、聞かせていただこうというふうに思います。

無用の不安を与えたり恐怖心をあおるといようなことは厳に戒めなくてはならないと思います。しかし、事実に対して隠すことなく、うそをつくことなく、ありのままに県民に情報を伝え、最悪のシナリオに備えて最善を尽くしていただくよう、強く要望しておきたいと思います。

時間が余りございません。最後の項目に移らせていただきます。

だれもが安心して暮らせる社会の実現に向けてということで、子育て支援対策の推進について質問いたします。

みえ県民力ビジョンの行動計画の中に位置づいています子どもの育ちと子育てということについて、知事の思い入れも大きいというふうに思います。そこで、知事はどのようにしてこの子育て・子育て支援に取り組もうとしているのか、まず聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 子どもや子育てに関する政策、施策について、みえ県民力ビジョンにどういうふうに反映してどういう取組を進めていくのかということですが、私は、子育てに関する政策を、柱が「守る」、「創る」、「拓く」とあったわけですが、「創る」というところに位置づけたいと考え

ました。それは、子どもは大いなる可能性を秘め、未来に羽ばたく存在であり、私たち大人が全力で守り、はぐくむものと、まさに「創る」というところにふさわしい存在であると、そういう思いから、「創る」というところに位置づけようと思いました。

16本ある政策のうちの1本の子どもの育ちと子育てという部分は、3本の施策で構成されています。大人が子どもを全力ではぐくむという思いを県民の皆さんと共有しながら子どもを育てられる地域をつくりたいと、そういう考えから、まず1本目の施策を子どもの育ちを支える家庭・地域づくりとしました。その上で、最も基本的な子育て家庭の支援をしっかりと進めたいという観点から、2本目を子育て支援策の推進としました。さらに、児童虐待など、子どもが生存権すら脅かされる社会状況の中で、緊急的に取り組まなければならない課題として、3本目の施策を児童虐待の防止と社会的養護の推進としたところであります。

このような政策推進の考え方のもと、新たな取組を選択・集中プログラムにも位置づけ、重点的に取り組んでまいります。家族がきずなを深め、子どもをはぐくめるよう、企業などの協力を得て家庭の日キャンペーンを展開していきます。また、子育て支援としては、特定不妊治療費助成制度、これに対象の方が倍になるわけでありますけれども、子ども医療費助成制度の拡充、あるいは草の実リハビリテーションセンターと小児心療センターあすなろ学園の一体整備により、子どもの発達を支えられる体制の強化に取り組んでいきます。

さらに、児童虐待の防止と社会的養護の推進では、思春期から家族観を豊かにはぐくむための思春期ピアサポーターの養成、若年層のための妊娠SOSダイヤルの設置、若年層の妊娠や子育ての悩みが子どもの不適切な養育につながるような取組を進めます。これらの施策を推進するための組織として、子ども・家庭局と名称を変更し、三重の子どもたちが豊かに育つよう、子どもの育ちと子育て施策をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

[26番 後藤健一議員登壇]

○26番（後藤健一） しっかり推進していくということで、力強く答えていた
だいたわけでございます。

私は、私どもの会派の館議員からも指摘をしていただきましたし、奥野議
員の一般質問でも取り上げていただきましたが、その中でも、放課後児童ク
ラブの補助金について、少しダブるところもあろうかと思えますけれども、
聞かせていただこうというふうに思います。

三重県下でのクラブ数が288カ所が見込まれるという中で、2.3%増やした
けれども7000万円近く不足するという状況でございます。県の学童保育連絡
協議会、あるいは松阪市の放課後児童クラブ連絡協議会でも市への要望が出
されております。松阪市では、署名活動にも今、取り組んでおります。私も、
松阪市の放課後児童クラブの連絡協議会、その会合に何度も出席をしており
ます。

知事は学童保育所にも通ってみえたということですし、日本一現場へ飛び
込むリーダーということですので、既にそういったクラブの現場へも行って
みえることと思います。十分理解していただいているはずで、であるのに、
こういう状況になっておることに私は残念でなりません。放課後児童クラブ
があるから安心して働こうとしている多くの保護者の皆さん、そして、また、
これから結婚して安心して子どもを産み育てようという人々、そういった願
いや思いを断ち切ることにほかならないのではないのでしょうか。

知事は、新聞によりますと、予算の修正はしないということでございます。
予算以外の方法で中・長期的に議論していく、中身はこれからだということ
でございますので、何を想定してみえるのか、既に奥野議員に答えられたこ
となのかも含めましてお示し願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今回、提出させていただいている予算の中で、放課後児
童クラブ、平成23年度当初予算と比べて増加しているものの、全額の希望額
を確保できないということについては、現場の皆さんの日々の苦労などもお
聞きしておりますので、大変心苦しく思っております。

そんな中で、この対応としましては、日々熱心にクラブ活動を支えていただいている指導員の皆さんの御苦勞、あるいは放課後児童クラブが抱えている課題、これまで私自身が直接聞くものもあれば、県庁の担当部局として意見交換やアンケート調査というのも行ってきました。中でも、障がいを抱える子どもたちにどういうふうに支援をしていけばいいのかという現場の皆さんの悩みが大きいということを私どもも聞いております。そんな中で、障がい児の受け入れ加算制度を創設するなどしてまいりました。その結果、今まで平成16年度で27だった障がい児を受け入れるクラブ数も、平成23年度は115まで増えておるところであります。

今回、現場において障がい児等への理解を深め、保護者や支援関係者と連携して対応していけるよう、より実践的な研修の実施、あるいは、日々の困り事について、あすなろ学園の専門機能を活用して、電話でアドバイスができる体制づくり、あとはこういうことを通じまして、指導員の皆さんが子どもへのかかわり方の見通しを持てるように支援することで、現場の負担感の軽減や、子どもや保護者にとっての安心感につなげていきたいと考えております。

いずれにしましても、説明が足りなかった部分などありますので、さらに今後の事業の推進に当たりましては、市町の、あるいは現場の皆さんとの信頼関係のさらなるしっかりとした構築に向けて努力してまいりたいと考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 本当にそういう気持ちがあるのであれば、ぜひ補正予算なりをつけていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

時間がありません。最後の質問に移ります。

消費生活の安全の確保ということで、弱い立場に立たされております消費者にかわって少し聞かせていただきたいと思います。

消費者トラブルの未然防止と解決のための支援、そして市町消費生活相談窓口の充実というのがみえ県民力ビジョンにも書かれております。年間6000

件近い相談にも県のほうでも応じていただいております。被害防止と安全確保に向けて、県当局はこれまでどのような取組をされてきたのか、また、今後どうしていこうとしているのか、聞かせていただきたいと思います。

また、活性化基金3億6059万円、このうち平成24年度は3300万円、市町への補助ということですが、どういう支援を予定していただいているのか。平成25年度以降、これがなくなるということですし、そういったことについても聞かせていただきたいと思います。

〔北岡寛之生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（北岡寛之） 消費生活の安全の確保についての県の取組と今後の対応についてお答えさせていただきます。

平成21年9月に消費者庁が発足して以降、消費者安全法に基づきまして、県では市町との役割分担を踏まえ、広域的、専門的な相談対応や苦情の処理、市町の相談業務への支援等行ってまいりました。具体的には、三重県消費者行政活性化基金を造成しまして、消費生活相談員の養成や、県の相談員が市町の職員等に助言する市町ホットラインの設置、また、県の相談員による市町の相談窓口への巡回指導などを行っております。

その結果、現在、消費生活センターが整備されている市町は四日市市など5市、相談員を配置しているのは7市5町となっており、住民がより身近な場所で相談できる体制づくりが進んだと考えております。

一方、単独で相談員を配置することが難しい市町については、今後、広域的連携による相談体制整備のための助言や調整を行うなど、平成24年度を期限とする基金を有効に活用して、相談窓口の充実と住民への周知が一層進められるよう取り組んでいきたいと考えています。

なお、基金終了後の対応につきましては、国の取組内容がまだまだ不透明な状況でありますことから、県としましては、各市町が相談体制を維持できるように、ホットラインによる日常的な助言のほか、相談マニュアルの作成、研修会の開催など、市町の職員や相談員の資質向上のため、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 時間がなくなってまいりました。

やはり、一番は高齢者はじめ、被害に遭う多くが県民でございます。

私、松阪市の相談員の方にも少しお話を聞かせていただきました。その方によりますと、行ったときも、今日は今から数百万円の多重債務者からの相談を受けるんだというようなお話でございました。まだ来ていただいていないということでもございました。さらに、松阪市の近隣の多気町、明和町、大台町からも相談に来ていただいているということでもございます。

先ほど、巡回の話も出ておりましたが、なかなか相談員の方も毎日毎日詰めていただいているわけではございませんし、行政の方が担当してみえれば専門的なことにはなかなか対応できないというような状況もございます。本当に、下手をすると命をも奪うこの問題に、ぜひとも県としても、市町への相談の充実、被害の防止に向けて力を入れていただきたい、そのことを要望させていただきたいと思えます。

ちょっと時間が参りました。これで私の質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

水谷正美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。17番 杉本熊野議員。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 新政みえの杉本熊野です。

水谷正美議員の東日本大震災から学ぶ防災地域づくりに関連し、質問をさせていただきます。

「災害時要援護者避難対策マニュアル」作成指針の改定についてです。

東日本大震災での障がい者の死亡率は障がいのない人の2倍という新聞報道がありました。NHKの調査によるものです。地域差があるようですが、一番死亡率の高かった女川町では、障がいのない人7.01%に対して障がい者

の死亡率は13.88%、約2倍です。高齢者の死亡率も高く、命の格差が今後の防災対策の重要な課題の一つとなっています。

三重県では2006年に地域住民のための「災害時要援護者避難対策マニュアル」作成指針を策定していますが、東日本大震災の被害状況を踏まえ、この指針を見直し、改定する必要があると考えます。今後の取組をお聞かせください。

内閣府は、2012年度、来年度にこのガイドラインを見直す予定だと聞いておりますが、いかがでしょうか。

2点目は、福祉避難所の整備状況についてです。

私は、昨年の第2回定例会の一般質問で、災害弱者対策として福祉避難所の整備を求めました。そのとき、御答弁で山口健康福祉部長からは、市町に対してこれまで以上に働きかけを行っていききたいとの御答弁がありましたが、その後の進捗状況を教えてください。

そして、この避難所運営マニュアルの策定指針についてですけれども、来年度の当初予算に新規事業としてこの指針の改定をするという事業がありました。事業内容は、障がい者等の要援護者や外国人等への対応、男女共同参画の視点から検討を加え、指針の改定を行うというふうになっております。所管は地震対策室となっておりますが、この改定作業、どのように進められていくのか、教えてください。また、主担当はどこですか。防災対策部でしょうか、健康福祉部でしょうか。外国人となると環境生活部ということも関連すると思います。

さらに、私は、この改定作業の中で、障がい者等の要援護者や外国人、女性など、当事者の参画が不可欠だと考えていますが、その点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○防災危機管理部長（大林 清） 私のほうから2点、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、災害時要援護者のガイドラインを国が見直しするがどうかというこ

とでございますけれども、国はこの平成24年度予算におきまして、要援護者がまずどのようにこの東日本大震災等で被災したか、その実態把握を行うこととしておりまして、その上で災害時要援護者対策の見直し、例えば、現在でも自治体ごとに異なる名簿の作成方法でありますとか、あるいはまた、障がい者ごと、あるいは災害ごとの避難方法について検討をするというふうに聞いております。

県といたしましても当然、この国のガイドラインの見直しの動向をしっかりとききわめまして、県が作成しました地域住民のための「災害時要援護者避難マニュアル」作成指針の点検作業をしていきたいと考えております。

それと、もう1点、避難所運営マニュアルの見直しをどうするのかということでございますけれども、これにつきましても、平成24年度に学識者、NPO、ボランティアの方が入っていただいた検討委員会を設けて、この東日本大震災を含む過去の災害における避難所での事例等を踏まえて検討していきたいと考えております。

また、当事者の方々の意見を聞くことも大事だと思っております、その機会を設けさせていただきながら策定を進めていきたいというふうに考えております。

この避難所運営マニュアルにつきましては、防災危機管理部が主担当になって、関係する部局の意見もいただきながら策定を進めたいと考えております。

○健康福祉部長（山口和夫） 福祉避難所の関係でございますけれども、昨年の第2回定例会で御質問いただきましたときには、私のほうから平成22年3月末時点におきます厚生労働省による福祉避難所の指定状況等の調査結果に基づきまして御答弁申し上げております。

福祉避難所の指定、あるいは協定を締結する施設が217カ所、福祉避難所を確保している市町は12市町、県では41.4%に当たると。全国では34%の市町村ということでございました。その後、県といたしまして、福祉避難所がない市町を直接訪問するなど、福祉避難所の確保に働きかけてまいりました。

その結果、先般2月22日に調査をいたしましたところ、県内で福祉避難所の指定、あるいは協定を締結している施設は294カ所でございます。前回の御説明のときよりも77カ所、35.5%増加、福祉避難所を確保している市町は15市町、51.7%ということで、市町数で3市町、10.3%の増加という状況でございます。

このように、市町の理解を得まして、県内の福祉避難所は増加をしておりますが、福祉避難所として指定するためには施設のバリアフリー化が必要であるとか、あるいは福祉避難所に必要な物資、機材の確保が必要であるなどの理由によって、現在、まだ福祉避難所が確保できていない市町もございます。引き続き県のほうで市町に対しまして、確保に向けて働きかけをしていきたいと思っております。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） ありがとうございます。

災害時要援護者避難対策については、来年度は点検作業ということなんですけれども、実は私、昨日、地元の修成地区の防災研修に地域住民として参加をいたしました。ワークショップ形式で小グループで討議をして、テーマは、たまたま私のグループは要援護者の避難支援についてというワークショップを行いました。つまるところは地域のコミュニティーづくりというところにあるんですけれども、その中でいろいろな実態やら不安な声があって、本当に個別の支援計画をつくっていく、障がいごとに。それから、災害も風水害なのか地震なのか津波なのかによって違ってくると思うんですけれども、そういったところのきめ細かな部分が必要になってくるかと思うんです。そういうところが国のほうでもこのガイドラインを見直されてくると思いますので、来年度、点検作業をしながら、いろんな地域での自主防災の取組をとらえていただいて、県での改定につなげていっていただきたいというふうに思っています。

それから、マニュアルとかガイドラインをつくるだけが県の役割ではない

と思います。PDCAで、実行は市町とともに、そして、市でチェックして評価して、そして改善していくと、やっぱりここまでやっての県の役割だろうと思いますので、ぜひ、今どういうふうに市町が困っているのか、自主防災のところが、もうおわかりだろうと思いますけれども、そこが課題をとらえていただいて、クリアしていけるための県としての役割を果たしていただけますようお願いしたいと思っています。

それから、例えば福祉避難所のことなんですけれども、これは市町の役割だという、大きくはそうだろうと思うんですが、例えば特別支援学校を福祉避難所に指定するとか、広域の福祉避難所として県自らがそういったところを御検討いただくとか、そういったことも私は必要ではないかというふうに思っています。学校にいるときに子どもが被災をする場合もあるわけです。そのとき、そのままそこが避難所になっていけばさらに安心度は増すと私は思いますし、広域でそういったところが検討されていけばな、というふうに考えているところです。

それから、時間がないので、私、やっぱり鈴木県政が現場重視とか県民との協創といったところを県政の新しいやり方として掲げるときに、防災というのは非常に重要なテーマで、ある意味、1丁目1番地ではないかというふうに思っています。ですので、市町との協創、それから県民参画、当事者参画、避難所運営についてはそのところをしていただくという御答弁でしたけれども、そういったことで防災の強化をしていただければというふうに思っています。

私は、弱者対策の強化がすべての人の命を守る防災対策の強化につながるというふうに思っていますので、そういった意味でも弱者対策の強化をお願いしたいと思っています。

最後にですが、昨年5月に、障がい者の方、それから関係団体の方、研究者、有識者が集まって研究会をつくりました。災害における障がい者にかかわる部分です。そのところが、障がい者の団体やら保護者を対象にアンケート調査を行いまして、近ごろ、その調査結果がまとめられるというふうに

聞いています。大変貴重な調査結果ではないかというふうに思っています。ぜひ今後の防災対策に反映もしていただきたいですし、知事にもぜひそのところはお目通しをいただきたいというふうに思っております。

以上です。（拍手）

- 副議長（中村進一） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって、本日の日程は終了いたしました。
明28日は定刻より、追加議案の上程を行います。

散 会

- 副議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時13分散会